

# 防災の知識と実際

《防災普及用資料》

消 防 庁

# 防災の知識と実際

## 目 次

### 第1章 防災

1 防災	2
(1) 防災とは	
(2) 防災に係る用語の意味	
(3) 防災と難燃	
2 防災制度の沿革	3
3 防災規制	6
(1) 法体系	
(2) 主な内容	
4 防災処理の方法	11
5 防災物品の防災性能の有効性	12
6 奏功事例	14

### 第2章 防災制度の詳細

1 防災性能の基準	18
2 試験の方法	19
3 防災表示	26
4 防災表示者の登録	30
5 登録確認機関	34
(1) 登録確認機関ごとの表示者登録の流れ	
(2) トレーサビリティ確保の取り組み	

### 第3章 広報及び普及方策等

1 住宅防火・防災キャンペーン	40
2 住宅防火防災推進シンポジウム	41
3 防災製品	42
(1) 経緯等	
(2) 防災製品の種類と範囲	
(3) 防災製品の防災性能の有効性	
4 高層共同住宅への広報	46

### 第4章 参考資料

1 関係法令等	50
2 質疑応答	67

# 第 1 章

[ 防 炎 ]

# 1 防災

## (1) 防災とは

防災とは、「燃えにくい」性質のことであり、繊維などの燃えやすい性質を改良して防災の性能を与えると、小さな火源（マッチやライターなど）に接しても炎が当たった部分が焦げるだけで容易には着火せず、着火しても自己消火性（小規模燃焼において（有炎、無炎を含む）燃焼が継続しない性質）により燃え広がらなくなる性質のことである。

## (2) 防災に係る用語の意味

### ① 防災対象物品

火災が発生した際、被害が大きくなることが予想される高層建築物、地下街又はホテル、病院、百貨店、劇場等において使用される カーテン、布製ブラインド、暗幕、じゅうたん等の床敷物、展示用合板、どん帳、工事用シート等、消防法で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならないとされている物品

### ② 防災物品

防災対象物品又はその材料で、防災性能を有するもの。

### ③ 防災規制の対象となる防火対象物

カーテン、じゅうたん等の防災対象物品について、消防法で定める基準以上の防災性能を有するものの使用が義務づけられている防火対象物

- ・高層建築物、地下街
- ・消防法施行令別表第一 (1)から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(12)項ロ、(16の3)項(16)項のうち上記用途に供される部分
- ・工事中の建築物その他の工作物

## (3) 防災と難燃

「防災」と同じような意味で「難燃」という言葉があり、一般的にはほとんど同義語として用いられることもあるが、防災はその性能及び試験方法が消防法で規定されており、当該試験方法により得られた数値が一定の範囲内にあるものをいい、難燃については、性能を確認するための試験はいくつかあるが、例えば日本工業規格（JIS L 1091 E 法）では繊維素材の限界酸素指数<sup>(※)</sup>を計測し、数値が一定以上のものを難燃としている。

なお、難燃の性能を有すると認められたものの中には、消防庁告示において消防法に定める防災性能を有するものとして、指定されているものもある。（P28 指定表示参照）

※ 「限界酸素指数」とは、日本工業規格（JIS L 1091）において「規定された試験条件において、材料がぎりぎり有炎燃焼を維持できる酸素と窒素の混合気中の最低酸素濃度」と定義されており、繊維の密度、組織等により多少は異なるものの酸素指数が高いほど燃えにくく、一般には26以上のものが難燃性と呼ばれている。

## 2 防災制度の沿革

日本における防災の歴史は、当初東京都の条例で規制され、太平洋戦争後にはアメリカ合衆国進駐軍施設の防火施策、その後の全国的な条例による規制を経て、国内の火災事例、社会情勢及び消費動向等を踏まえ、全国統一の規制へと徐々に充実強化が図られ現在の形となった。

- ・ **昭和 23 年** 東京都の火災予防条例で「公衆集会所において可燃性装飾用材料を使用する場合は、有効な不燃剤で処理しなければならない」と規定
- ・ **昭和 24 年頃** アメリカ合衆国進駐軍施設の内装の防災化の推進に伴い、防災について国内関係者の関心を招来
- ・ **昭和 26 年頃** 火災予防条例準則に防災規制等を規定（国家消防庁）  
国家消防庁消防研究所において、造花類などの装飾品関係及び障子紙やシート（布）などの建材関係の防災薬剤について研究  
防災液、防災紙及び防災布の規格（国家公安委員会告示第 5 号及び同第 6 号）が制定され、検定が開始される
- ・ **昭和 27 年** 東京消防庁が防災試験について規定（防災薬剤の試験も開始）
- ・ **昭和 30 年代** 共立講堂火災（31 年）、明治座火災（32 年）東京宝塚劇場火災（33 年）といずれも舞台部の幕類への接炎着火が原因の火災が相次いだため、東京消防庁は行政指導により舞台用どん帳、幕類、合板などへの防災処理の推進を図る
- ・ **昭和 34 年** 防災加工業者及び防災薬剤業者により日本防災処理同業会結成
- ・ **昭和 36 年** 自治省消防庁が「市町村火災予防条例準則」を改正して防災規制を導入したことを受けて、各市町村は火災予防条例で舞台における裸火の禁止、劇場、映画館、ホテル等公衆集會場で使用するカーテン等の防災化が義務づけられた
- ・ **昭和 37 年** 工事中の千代田火災ビル（東京・京橋）で工事用シートが燃える火災が発生  
東京都、札幌市、北九州市火災予防条例でシートの防災化の条例規制を開始  
東京消防庁の一定の基準に合格したシートを「防災シート」と呼称  
日本防災協議会発足  
東京消防庁の要請により防災シートに係る品質管理事業及び表示事業開始
- ・ **昭和 38 年** 東京・西武百貨店火災（死者 7 名）
- ・ **昭和 39 年** 日本消防検定協会の設立、消防研究所で実施していた防災布等の検定業務が同協会に移管され、これらを鑑定品として鑑定業務を開始

- ・ 昭和 41 年 川崎市金井ビル火災（死者 12 名）  
 水上温泉火災（死者 30 名）におけるカーペットの燃焼が問題視される  
 消防審議会が「超高層建物及び地下街の防災対策のあり方」について「カーテン等の防災処理について配慮すべき」こと等を答申  
 日本防災協議会が防災カーテンに係る品質管理事業及び表示事業を開始
- ・ 昭和 42 年 京都国際ホテル火災（負傷者 12 名）  
 日本防災協議会が防災加工技術者講習会を開始
- ・ 昭和 43 年 東京・浅草国際劇場火災（死者 3 名、負傷者 7 名）  
 消防法の改正（昭和 43 年法律第 95 号）により消防法第 8 条の 3 の規定が制定
- ・ 昭和 44 年 磐梯熱海温泉磐光ホテル火災（死者 30 名）舞台上でたいまつの火が幕類へ着火  
 消防法施行令の改正（昭和 44 年政令第 18 号）

  - ① 防災規制の対象となる防火対象物の指定
  - ② 防災対象物品としてカーテン、暗幕及びどん帳その他舞台において使用する幕並びに工事用シートを指定
  - ③ 防災性能の基準の制定

日本消防検定協会が防災カーテン等の鑑定を開始  
 日本防災協議会が財団法人日本防災協会に改組され、日本消防検定協会の鑑定に合格したものと同一ものに日本防災協会のラベルが貼付されるようになる。
- ・ 昭和 46 年 韓国大然閣ホテル火災（死者 163 名）、カーペット類が延焼拡大の要因と判明
- ・ 昭和 47 年 消防法の改正（昭和 47 年 法律第 94 号）…防災表示制度が開始  
 消防法施行令の改正（昭和 47 年 政令第 5 号）…布製ブラインド、展示用及び舞台用合板・繊維板を防災対象物品に追加  
 東京都火災予防条例の改正…敷物類に対する防災規制
- ・ 昭和 48 年 防災性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和 48 年 消防庁告示第 11 号）の制定  
 …水洗い洗濯又はドライクリーニングによる防災性能の耐洗たく性能の有無を表示
- ・ 昭和 49 年 自治省消防庁安全救急課長通知「寝具類等の防災表示物品の使用について」  
 …防災物品以外の物品についても防災性能を有するもの（防災製品）の使用の推奨及び技術基準について通知
- ・ 昭和 50 年 日本防災協会が防災製品認定委員会を設置し、消防法で防災化が義務づけられていない寝具類等について防災製品としての認定を開始

- ・ **昭和 53 年**      新潟市雑居ビル（スナック・エルアドロ）火災（死者 11 名）  
                      消防法施行令の改正（昭和 53 年政令第 363 号）…防災対象物品にじゅうたん等を追加
  
- ・ **昭和 56 年**      日本消防検定協会の行っていた防災品に係る鑑定業務を日本防災協会に移管
  
- ・ **昭和 61 年**      消防法施行令の改正（昭和 61 年政令第 274 号）…防災対象物品から繊維板を除外  
                      兵庫県神戸市精神社会福祉法人「陽気寮」火災（死者 8 名）  
                      自治省消防庁次長通知「社会福祉施設等における防火安全対策について」…寝具類等の防災性能の確保及び防災製品の使用を促進  
                      自治省予防救急課長通知「社会福祉施設等における防災物品等の使用促進について」…福祉施設等の出火防止の一環として防災物品及び防災製品の使用の重要性を指摘
  
- ・ **昭和 62 年**      東京・東村山市特別養護老人ホーム「松寿園」火災（死者 17 名）
  
- ・ **平成 12 年**      消防法施行規則（平成 12 年 自治省令第 51 号）の改正…指定確認機関の指定及び防災物品に係る防災表示者の消防庁長官登録
  
- ・ **平成 13 年**      消防法施行規則の改正（平成 13 年総務省令第 68 号）  
                      指定確認機関として（財）日本防災協会及び（財）日本繊維製品品質技術センターを指定  
                      総務省消防庁予防課長通知「防災表示制度の運用について」の発出…「防災表示者登録要綱」、「登録申請書作成要領」等
  
- ・ **平成 16 年**      消防法施行規則の改正（平成 16 年 総務省令第 91 号）  
                      登録確認機関として（財）日本防災協会及び（財）日本繊維製品品質技術センターを登録

### 3 防災規制

カーテン、どん帳のように垂れ下がっているものや、展示用に用いられる合板のように立ち上がっているものは、いったん着火するとその火が立ち上り天井や周辺に急速に拡大し、消火や避難を困難にしてしまう危険性が高く、また、じゅうたん等は、たばこ等の火気により着火しやすく、かつ、室内の他の可燃物への延焼媒体となりやすい。

そこで、特に火災予防の徹底が要請される高層建築物、地下街又は不特定多数の人が出入りしたり、避難困難者が多数入居するような防火対象物において使用されるこれらの物品については、防災性能を有する防災対象物品を使用するよう消防法で義務づけられた。

さらに、防災性能の有無は外見からは確認することができないことから、防災性能を有する旨の表示の方法を明確化し、また、防災物品を販売する際には、当該表示を行うことが義務づけられている。

#### (1) 法体系

防災規制の法体系（法規制）は、第 1-1 表に掲げるとおりである。

第 1-1 表 防災規制の法体系

防 災 規 制	内 容
消防法(昭和23年法律第186号) 第8条の3	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災規制の対象となる防火対象物の指定</li> <li>◆ 防災対象物品の指定</li> <li>◆ 防災性能の基準</li> <li>◆ 防災表示の基本的事項</li> <li>◆ 罰則</li> </ul>
消防法施行令(昭和36年政令第37号) 第4条の3、第4条の4	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災規制の対象となる防火対象物の指定</li> <li>◆ 防災対象物品の指定</li> <li>◆ 防災性能の基準</li> <li>◆ 指定表示</li> </ul>
消防法施行規則(昭和36年 自治省令第6号) 第4条の3、第4条の4、第4条の5、第4条の6	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災規制の対象となる防火対象物の指定の追補</li> <li>◆ 防災対象物品の指定の追補</li> <li>◆ 防災性能の基準数値等</li> <li>◆ 防災表示の方法等</li> <li>◆ 防災性能の確認</li> <li>◆ 登録確認機関</li> </ul>
消防庁告示 昭和48年 消防庁告示第11号 平成10年 消防庁告示第4号 平成13年 消防庁告示第3号 平成12年 消防庁告示第9号	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災性能に係る耐洗たく性能の基準</li> <li>◆ 消防法施行規則第4条の4第6項の指定表示を指定する件</li> <li>◆ 防災表示を付する者の登録の基準</li> </ul>

## (2) 主な内容

### ア 防災規制の対象となる防火対象物

#### ① 消防法第8条の3第1項で指定された防火対象物

- ・ 高層建築物：高さ31メートルを超える建築物
- ・ 地下街：地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの

これらの高層建築物及び地下街が防災規制の対象とされたのは、火災が発生した際に煙が急速に拡散し、避難及び消火活動が困難であることなどから、被害が大きくなる可能性が高く、火災初期における拡大抑制の重要性が考慮されたためである。

#### ② 消防法施行令第4条の3第1項で指定された防火対象物

第1-2表 消防法施行令別表

(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</li> <li>ロ 公会堂又は集会場</li> </ul>
(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの</li> <li>ロ 遊技場又はダンスホール</li> <li>ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの</li> <li>ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの</li> </ul>
(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 待合、料理店その他これらに類するもの</li> <li>ロ 飲食店</li> </ul>
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 病院、診療所又は助産所</li> <li>ロ 次に掲げる防火対象物           <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</li> </ul> </li> </ul>

(6)	<p>(2) 救護施設</p> <p>(3) 乳児院</p> <p>(4) 障害児入所施設</p> <p>(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する障害者又は同条第 2 項に規定する障害児であつて、同条第 4 項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第 5 条第 8 項に規定する短期入所若しくは同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。八（5）において「短期入所等施設」という。）</p> <p>八 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第 5 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ（1）に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 更生施設</p> <p>(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業又は同条第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援若しくは同条第 4 項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ（5）に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 7 項に規定する生活介護、同条第 8 項に規定する短期入所、同条第 12 項に規定する自立訓練、同条第 13 項に規定する就労移行支援、同条第 14 項に規定する就労継続支援若しくは同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>二 幼稚園又は特別支援学校</p>
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(12)	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(16)	イ 複合用途防火対象物の部分で、前各項の防災規制の対象となる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されているもの
(16の3)	建築物の地階（（16）項の 2 に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

これらのうち、(1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(9) 項イ及び (16 の 3) 項に掲げる防火対象物にあつては、当該防火対象物に不案内な不特定かつ多数の人々が利用することから、(6) 項に掲げる防火対象物にあつてはそれに加え、病気、負傷、障がい又は老幼のため避難に支援を要する人々を収容していることから、また、(12) 項口の防火対象物にあつては、幕類及び大道具用の合板を多量に用いることから、それぞれ防災規制の対象とされている。

なお、いわゆる複合用途防火対象物にあつては、そのうち、これらの用途のいずれかに供される部分についてのみ防災規制の対象となる。

### ③ 消防法施行令第 4 条の 3 第 1 項で指定された建築物及び工作物

#### 第 1-3 表 工事用防災シートの使用義務がある建築物及び工作物

##### 工事中の建築物その他の工作物のうち、次のもの

- (1) 建築物（都市計画区域外のもっぱら住居の用に供するもの及びこれに附属するものを除く。）
- (2) プラットホームの上屋
- (3) 貯蔵槽
- (4) 化学工業製品製造装置
- (5) 前 2 号に掲げるものに類する工作物

これら工事中の建築物及びその他の工作物が防災規制の対象とされているのは、これら工事中の建築物その他の工作物において、工事用シートの火災事例が多いためである。

### イ 防災対象物品の指定

防災規制の対象となる防火対象物において使用する物品であつて、政令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならないこととされる、次に掲げる物品を指す。

#### ① カーテン

幕の一種で、窓、出入口等の開口部等の目かくし、室の仕切り又はベッドの囲い等に用いるもの。

#### ② 布製ブラインド

窓、出入口等の開口部等に日よけ、目かくし等を行うために用いるもの。

#### ③ 暗幕

映写室において使用されるもののみならず、キャバレー等において遮光のために用いるものも含む。

#### ④ じゅうたん等

じゅうたん（織りカーペット（だん通を除く。）をいう。）、毛せん（フェルトカーペットをいう。）、タフテッドカーペット、ニットッドカーペット、フックドラッグ、接着カーペット及びニードルパンチカーペット、ござ、人工芝、合成樹脂製床シート及び床敷物（毛

皮製床敷物、毛製だん通及びこれらに類するものを除く。)をいう。

⑤ 展示用の合板

展示用パネル、掲示板、バックボード、仕切用パネル等に使用される合板をいうが、壁の一部となっているもの及び黒板に使用される合板は該当しない。

⑥ どん帳その他舞台において使用する幕

水引、袖幕、暗転幕、定式幕、映写スクリーン等を含む。

⑦ 舞台において使用する大道具用の合板

舞台部において使用される舞台装置のうち建物、書割、樹木、岩石等出場人物が手にとることのない飾付に使用されるものをいう。

⑧ 工事用シート

立ち上っている状態で使用されるもののみで、コンクリートの養生、工事用機械等の覆いなどとして使用されるものは含まない。

## 4 防災処理の方法

繊維製品を防災処理する方法には、製品を防災薬剤で処理する方法と素材そのものに防災性能をもたせる方法とがある。

前者の防災処理は、主として綿やレーヨン等の織物を製造後に防災化する場合に用いられ、後者の素材の防災化は、化学繊維の製造工程で行われる。

防災処理には、次に掲げる4つの方法があるとされている。

### ① 被覆による方法

古くには織物の表面に石膏、粘土が塗布されていたこともあり、また、ほう砂やほう酸といった物質を表面に付着させ、それらが火災によって、発泡、膨張、ガラス化して、不燃性物質や断熱層を形成することにより火炎をさえぎり、燃えにくくする方法。

### ② 不燃性ガスを発生させる方法

燃焼時に不燃性ガスを発生する薬剤（防災薬剤）を付着させることで、火災の際、繊維製品が加熱、分解され発生した可燃性ガスを、不燃性ガスで希釈させて消火する方法。

特に不燃性ガスでも、塩素（C l）や臭素（B r）を含むガスは、希釈効果だけではなく燃焼反応を抑制する働きがあり効果が高い。

### ③ 吸熱反応による方法

熱分解時に大量の熱を吸収する防災薬剤を加工処理することで、この吸熱効果で消火する方法。

### ④ 化学反応の変化及び脱水反応による方法

防災薬剤が燃焼の際に繊維に含まれる酸素と反応して水を発生させたり、同じく繊維に含まれる炭素が燃えにくい黒鉛などに変わることで消火する方法

## 5 防災物品の防災性能の有効性

防災性能の有効性を確認するため、防災物品と非防災物品にほぼ同時に着火し、一定時間が経過したときの状況を撮影した写真を示す。

・カーテン（着火後 1 分経過）



防災品

非防災品

・布製ブラインド（着火後 35 秒経過）



防災品

非防災品

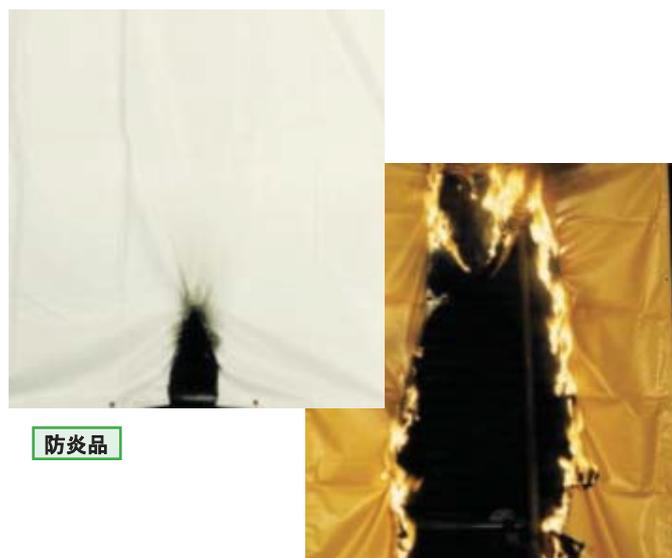
・じゅうたん（着火後 30 分経過）



防災品

非防災品

・工事用シート（着火後 1 分 20 秒経過）



防災品

非防災品

・展示用合板（着火後 4 分 10 秒経過）



防火品



非防火品

・舞台用合板（着火後 5 分経過）



防火品

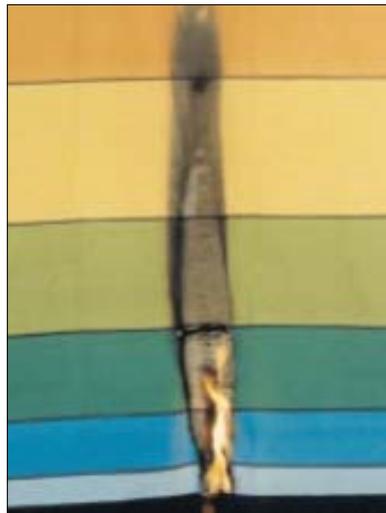


非防火品

・舞台用幕（着火後 3 分経過）



防火品



非防火品

## 6 奏功事例

防災品の使用が火災被害の軽減に貢献した事例として、次のようなものがある。

- ① 天ぷら鍋で調理中その場を離れたことにより発火し、換気扇のファンとその周辺が溶解したが、カーテンが防災物品であったため、天井への延焼拡大は阻止された。



受熱し一部焼損した防災カーテン

- ② 隣家からの火災の延焼に対して、窓のロールカーテンに防災物品を使用していたことにより、開口部から室内への延焼が阻止された。

写真1



火災が発生した家屋に面した開口部

写真2 ー写真1 開口部の拡大部分ー



開口部に吊ってあった防災ロールスクリーン（写真は巻いた状態）

サッシのガラスが割れただけで室内は火災による焼きは認められない。

写真3 -写真2のロールスクリーンを拡大したもの-



表面は黒く焦げているが原型を留めている。

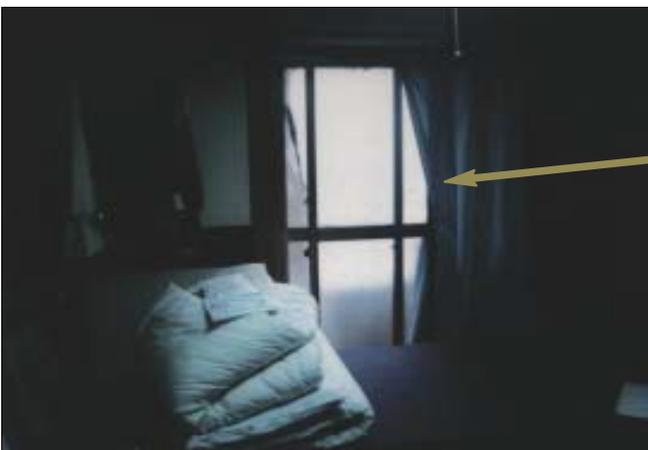
- ③ ベランダに設置されていたガス給湯器の排気筒に洗濯物が接触し出火したが、隣接した窓のカーテンが防災物品であったため、開口部から室内への延焼が阻止された。

写真1



サッシのガラスは割れているが、カーテンは一部焼損するのみに留まっている。

写真2 -隣接する居室内から撮影-



焼損は認められない。

# 第 2 章

[防災制度の詳細]

# 1 防災性能の基準

防災対象物品については、その種類又は性状に応じて、残炎時間、残じん時間、炭化面積、炭化長及び接炎回数に係る基準に適合するかどうかにより、その防災性能の有無を判定している。

これらの基準のうち、

- ・炎を接した場合に熔融する性状の物品（じゅうたん等を除く。）にあつては次のすべて
- ・じゅうたん等にあつては次の①及び④
- ・その他の物品にあつては次の①から③

の基準を満たしている必要がある。

## ① 残炎時間

残炎時間とは、試験体にバーナーの炎を接し試験体が着炎してから炎を上げて燃える状態がやむまでの経過時間をいう。残炎は、目に見えるものとし、この時間が短いほど防災性能が良いことになる。

## ② 残じん時間

残じん時間とは、試験体にバーナーの炎を接し試験体が着炎した後バーナーを取り去ってから炎を上げずに燃える状態がやむまでの経過時間をいう。したがって、残じん時間は、残炎時間を含むものであり、この時間が短いほど防災性能が良いことになる。

## ③ 炭化面積

炭化面積とは、着炎後燃える状態がやむまでの時間内に炭化した面積をいう。一般に炭化とは、有機物が加熱された場合に熱分解を経て炭素に富んだ物質となる反応のことで、セルロースの場合には変質してもろくなった部分を、熔融する性状の物品にあつては溶けて穴のあいた部分を含んだ変質してもろくなった部分をそれぞれいう。この面積が小さいほど防災性能が良いことになる。

## ④ 炭化長

炭化長とは、着炎後燃える状態がやむまでの時間内に炭化した長さをいう。炭化した部分のあらゆる方向の中で最大の長さとする。この長さが短いほど防災性能が良いことになる。

## ⑤ 接炎回数

接炎回数とは、試験体が熔融し尽くすまでに必要なバーナーの炎を接する回数をいう。バーナーの炎を試験体に接すると熔融が始まって着炎し、その燃焼熱によって試験体は徐々に燃えていくが、防災性能がある場合にはある時間燃えてもそれ以降は消炎する。この場合、接炎は1回行われたことになる。次に、消炎した試験体の先端に再び接炎し同様な作業を繰り返すことにより接炎回数が増すことになる。したがって、この回数が多いほど防災性能が良いことになる。

## 2 試験の方法

防災対象物品が定められた防災性能を有しているか確認するための試験方法は、消防法施行令第4条の3第4項及び第5項並びに消防法施行規則第4条の3において次のように定められている。

### ア 耐洗たく性能

防災対象物品のうちカーテン等の洗濯を行うことが予定されるものについては、燃焼試験に先立ち「消防法施行規則別表第1の2の2及び防災性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和48年消防庁告示第11号）」に基づき、洗濯を行った上で、イに示す燃焼試験を実施し、防災性能が保持されているかについて確認を行うこととされている。

この洗たく性能は、

- ・水洗い洗濯とドライクリーニングについての基準に適合するもの
- ・水洗い洗濯についての基準に適合するもの
- ・ドライクリーニングについての基準に適合するもの
- ・洗濯後は再度防災処理が必要であるもの

に区分され、防災ラベルにその旨の表示をすることとされている。（P26、27 参照）

告示に示された洗たく法の要点は、第2-1表のとおりである。

なお、工事用シートその他屋外で使用する防災対象物品にあつては、雨水等が防災性能に及ぼす影響を考慮し、50℃±2℃の温水中に30分間浸漬することとされている。

第 2-1 表 耐洗たく性能に係る洗濯方法の要点

洗濯方法	水 洗 い	ドライクリーニング
基 準	昭和 48 年消防庁告示第 11 号基準	
使用洗剤	粉末洗濯石けん (JIS K 3303 に定める無添加剤のもの)	洗浄液 パークロロエチレン
洗 剤 量	洗濯用水 1ℓ 当たり 1g	<p>洗浄液添加剤及び添加剤量</p> <p>①非イオン界面活性剤 (JIS L 0860)</p> <p>②陰イオン界面活性剤 (スルホン琥珀酸ジオクチルエステル純分 60%以上、アルコール不溶分 3.5%以下)</p> <p>③水</p> <p>パークロロエチレン 100mℓ に対し①、②がそれぞれ 1g 及び③0.1mℓ</p>
洗濯用水等	<p>温水</p> <p>(炭酸カルシウム換算濃度が 5mg/ℓ 以下の硬度のもの)</p> <p>※量は洗濯槽に 14 cm の深さになるまで入れる</p>	<p>総洗浄液量 3.78 ℓ</p> <p>(上記添加剤量の割合で混合した液量)</p>
試料重量	800g 以下	300g 以下
洗濯手順	<p>洗濯 60℃ 15 分</p> <p>すすぎ 40℃ 5 分</p> <p>すすぎ 40℃ 5 分</p> <p>すすぎ 40℃ 5 分</p> <p>脱水 2 分</p> <p>乾燥 60±5℃</p> <p>上記手順を 5 回繰り返す。</p>	<p>洗濯 15 分</p> <p>脱液 2 分</p> <p>乾燥 60℃</p> <p>上記操作を 5 回繰り返す。</p>

## イ 燃焼試験法

防災対象物品が有すべき防災性能を確認するための燃焼試験の方法については、次のとおりである。

### ① ミクロバーナー法

カーテン、布製ブラインド及び工事用シートの「薄手布（450g/m<sup>2</sup>以下のもの）」の残炎時間、残じん時間、炭化面積を測定するために用いられる燃焼試験法である。なお、ミクロバーナーとは、内径 6.4mm、炎の高さが全開でも数 cm という、細い小炎を得ることができるガスバーナーのことである。

試験体を支持枠に 45 度に固定し、ミクロバーナーの炎の長さを 45mm に調整したのち、炎の先端が試験体の中央下部に接するように加熱する。

加熱した際、着炎しないものにあつては 1 分間加熱した結果により、また、着炎するものにあつては着炎後 3 秒加熱した後、バーナーを取り除き、着炎した炎が消えたところで、残炎時間、残じん時間及び炭化面積を測定する。

ミクロバーナー法の防災性能の評価基準は、第 2-2 表のとおりである。

第 2-2 表 ミクロバーナー法の防災性能の評価基準

試験体	薄手布
残炎時間	3 秒以下
残じん時間	5 秒以下
炭化面積	30 cm <sup>2</sup> 以下

### ② メッセルバーナー法

カーテン、布製ブラインド、工事用シートの「厚手布（450g/m<sup>2</sup>を超えるもの）」及び合板の残炎時間、残じん時間、炭化面積を測定するために用いられる燃焼試験方法である。なお、メッセルバーナーとは、火口にニッケル製の格子により多数の小さな炎をつくることで、広い部分を一様に加熱することができるガスバーナーである。

ミクロバーナー法と同じく、試験体を支持枠に 45 度に固定し、メッセルバーナーの炎の長さを 65mm に調整し、その先端が試験体の中央下部に接するように加熱する。

加熱した際、着炎しないものにあつては 2 分間加熱した結果により、また、着炎するものにあつては着炎後 6 秒加熱した後、バーナーを取り除き、着炎した炎が消えたところで、残炎時間、残じん時間及び炭化面積を測定する。（合板は 2 分間加熱のみ。）

メッセルバーナー法の防災性能の評価基準は、第 2-3 表のとおりである。

第 2-3 表 メッセルバーナー法の防災性能の評価基準

試験体	厚手布	合板
残炎時間	5 秒以下	10 秒以下
残じん時間	20 秒以下	30 秒以下
炭化面積	40 cm <sup>2</sup> 以下	50 cm <sup>2</sup> 以下

### ③ たるませ法

カーテン、布製ブラインド及び工事用シートの防炎性能試験で加熱した際に、試験体が「熔融する性状」である場合に実施する。

試験体をたるませて支持枠に 45 度に固定し、試験体に応じてマイクロバーナー又はメッセルバーナーを用い、炎の長さをそれぞれ 45mm 又は 65mm に調整し、その先端が試験体の中央下部に接するように、1 分又は 2 分間加熱する。

加熱終了後、炭化長を測定する。

たるませ法の防炎性能の評価基準は、第 2-4 表のとおりである。

第 2-4 表 たるませ法の防炎性能の評価基準

試験体	薄手布、厚手布
炭化長	20cm 以下

### ④ コイル法

たるませ法と同じく、カーテン、布製ブラインド及び工事用シートの防炎性能試験で加熱した際に、試験体が「熔融する性状」である場合に実施する。

幅 10cm、重さ 1g の試験体をコイルの中に丸めて差し込み、マイクロバーナーの炎の長さを 45mm に調節し、炎の先端が試験体の下端に接するように固定し、試験体が燃焼又は熔融を停止するまで加熱する。燃焼又は熔融が停止すれば再度燃え残った試験体の下端に炎が接するようにバーナーを移動させ、再度加熱を行う。もとの試験体の下端から 9cm のところまで燃焼あるいは熔融し尽くすまでこの操作を繰り返し、その回数を求める。

コイル法の防炎性能の評価基準は、第 2-5 表のとおりである。

第 2-5 表 コイル法の防炎性能の評価基準

試験体	幅 10 cm、重さ 1 g
試験体数	5 体
接炎回数	各試験体とも 3 回以上

### ⑤ エアーミックスバーナー法

じゅうたん等の防炎性能試験に用いられる燃焼試験方法である。なお、エアーミックスバーナーとは、燃焼に必要な酸素を炎の外から取り込むマイクロバーナーやメッセルバーナーに対し、可燃ガスと酸素源である空気をあらかじめ混合して火口に送られて、燃焼させるバーナーのことである。

45 度の角度に組み込まれたけい酸カルシウム板の上に試験体を置き、エアーミックスバーナーの炎の長さを 24mm に調節して、30 秒間加熱後、残炎時間及び炭化長を測定する。

エアーミックスバーナー法の防炎性能の評価基準は、第 2-6 表のとおりである。

第2-6表 エアーミックスバーナー法の加熱方法と防災性能の評価基準

試験体	40×22cm 縦3体、横3体
残炎時間	20秒以下
炭化長	10cm以下

## ウ 防災性能試験機器等

防災性能の確認試験に必要な機械器具その他の設備は、次のものが挙げられる。登録確認機関は、これらの機械器具及び設備を保有していなければならないと消防法施行規則第4条の6第2項において定められている。

### 〔 防災性能試験機器等 〕

- |             |               |            |              |
|-------------|---------------|------------|--------------|
| ① 燃焼試験箱     | ⑤ 電気火花発生装置    | ⑨ 試験体支持コイル | ⑬ ドライクリーニング機 |
| ② 試験体支持枠    | ⑥ ミクロバーナー     | ⑩ デシケーター   | ⑭ 脱水機        |
| ③ 試験体押さえ枠   | ⑦ メッセルバーナー    | ⑪ 恒温乾燥機    | ⑮ 脱液機        |
| ④ けい酸カルシウム板 | ⑧ エアーミックスバーナー | ⑫ 水洗い洗濯機   | ⑯ 乾燥機        |

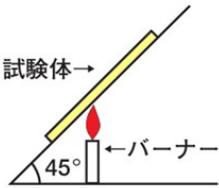
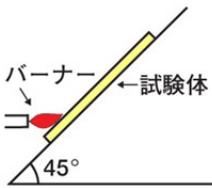
## エ 防災性能の基準とその試験方法等の概要

防災物品の特性に応じた防災性能の基準とその試験方法等の概要は、第 2-7 表のとおりである。

第 2-7 表 防災性能の基準とその試験方法等の概要

試験基準		カーテン・布製ブラインド・工事用シート — 薄手布〈厚手布〉注			
試験法 (通称)		45°マイクロ〈メッセル〉バーナー法		45°たるませ法	45°コイル法
試験体		35×25cm ~3体	35×25cm ~2体 <small>※着炎するもののみ実施</small>	35×25cm ~3体	幅 10cm・質量が 1g になる長さ (20cm を 超える場合は 1g に満 たなくても 20cm とす る) ~5 体
洗濯方法		水洗い洗濯 ドライクリーニング 温水浸漬 50±2℃×30 分 (屋外で使用する物品)			
状態調節		50±2℃恒温乾燥器内に 24 時間→シリカゲル入りデシケーター中に 2 時間以上 又は 105±2℃恒温乾燥器内に 1 時間→シリカゲル入りデシケーター中に 2 時間以上			
加熱方法	火源	マイクロバーナー (45mm) 〈メッセルバーナー (65mm) 〉			マイクロバーナー (45mm)
	加熱時間	1 分〈2 分〉	着炎後 3 秒〈6 秒〉	1 分〈2 分〉	———
	略図				
評価基準	残炎時間	3 秒〈5 秒〉以下		———	———
	残じん時間	5 秒〈20 秒〉以下		———	———
	炭化面積	30 cm <sup>2</sup> 〈40cm <sup>2</sup> 〉以下		———	———
	炭化長	———	———	20cm 以下	———
	接炎回数	———	———	———	3 回以上

注・薄手布…450g/m<sup>2</sup>以下、厚手布…450g/m<sup>2</sup>を超えるもの ( ) に示す

合 板	じゅうたん等
45°メッセルバーナー法	45°エアームックスバーナー法
029×19cm ～3体	40×22cm ～6体
——	——
40±5℃恒温乾燥器内に24時間 ↓ シリカゲル入りデシケーター中に 24時間以上	50±2℃恒温乾燥器内に24時間 ↓ シリカゲル入りデシケーター中に2時間以上 ただし、パイルを組成する繊維が毛100%等である試験体のうち 熱による影響を受けるおそれのないものは 105±2℃恒温乾燥器内に1時間 ↓ シリカゲル入りデシケーター中に2時間 とすることができる。
メッセルバーナー (65mm)	エアームックスバーナー (24mm)
2分	30秒
	
10秒以下	20秒以下
30秒以下	——
50cm <sup>2</sup> 以下	——
——	10cm以下
——	——

### 3 防災表示

消防法第8条の3第1項において防災防火対象物において使用される防災対象物品は、政令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならないとされているが、それらの防災対象物品が、実際に政令で定める基準以上の防災性能を有するものかどうかを外観上で判断することはできない。また、実際に使用されているそれら物品を用いて性能を確認するための燃焼試験を行うことも困難である。

そこで、カーテン等の防災対象物品又はその材料で防災性能を有するもの（防災物品）には、その防災性能を有する旨の表示（防災表示）を付することができるかとされている。また、当該物品を防災物品として販売する際には、この表示を付さなければならず、紛らわしい表示を付すことが禁じられている。

この防災表示により、一般の使用者が購入する際及び消防機関の立ち入り検査時における防災物品の使用状況についての確認を行う際に、防災物品かどうか判別が可能となっている。

また、防災表示を付する場合には、防災物品毎にその見やすい箇所に消防法施行規則別表第1の2の2に定める様式のラベルを、縫付、ちょう付、下げ札等の方法により表示することとされている。（消防法施行規則第4条の4第1項第2号及び第3号）

この際、カーテン及び暗幕並びにこれらの材料については、水洗い洗たく又はドライクリーニングを行うことにより防災性能がなくなるものがあるので、防災ラベルに防災性能に係る耐洗たく性能の有無により、再処理の要否の表示を次のように行うこととされている。

- 水洗い可。ドライクリーニングをした場合は要防災処理
- ドライクリーニング可。水洗いをした場合は要防災処理
- 洗たくをした場合は要防災処理

消防法施行規則 別表第1の2の2（第4条の4関係）

防災物品の種類		防災表示の様式	
1 布製のブラインド、展示用の合板、どん帳その他これに類する舞台において使用する幕、舞台において使用する大道具用の合板及び工事用シート並びにこれらの材料			
2 じゅうたん等及びその材料			
3 1及び2に掲げる防災物品以外の防災物品	イ 消防庁長官が定める防災性能に係る耐洗濯性能の基準に適合するもの	(1) 水洗い洗濯及びドライクリーニングについて基準に適合するもの	
		(2) 水洗い洗濯について基準に適合するもの	
		(3) ドライクリーニングについて基準に適合するもの	
	ロ イに掲げるもの以外のもの		

- 備考 1 防災表示の様式の欄の数字の単位は、ミリメートルとする。
- 2 様式の色彩は、地を白地、文字のうち「防火」にあつては赤色、「消防庁登録者番号」及び「登録確認機関名」にあつては黒色、その他のものにあつては緑色、横線を黒色とする。
- 3 登録確認機関の確認を受けていない場合又は登録確認機関の確認を受けたが当該登録確認機関の名称を記載しない場合は、「登録確認機関名」に代えて「防火性能について自己確認した者の名称」とする。

## ア 指定表示

指定表示は、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）及び家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）の規定により付される防災性能を有する旨の表示で、政令で定める基準と同等以上の防災性能を有する旨の表示として消防庁長官が指定したものである。（消防法施行令第 4 条の 4、消防法施行規則第 4 条の 4 第 8 項）

現在、指定表示として、消防庁告示により次のものが指定されている。

### ① 平成 10 年消防庁告示第 4 号

- ・日本工業規格 L 4404 に適合する織りじゅうたんであって、防災対象物品の材料に使用されるものに昭和 36 年通商産業省告示第 61 号に基づき付される難燃表示
- ・日本工業規格 L 4405 に適合するタフテッドカーペットであって、防災対象物品の材料に使用されるものに昭和 36 年通商産業省告示第 61 号に基づき付される難燃表示

### ② 平成 13 年消防庁告示第 3 号

- ・日本工業規格 L 4404 に適合するタイルカーペットであって、防災対象物品の材料に使用されるものに昭和 36 年通商産業省告示第 61 号に基づき付される難燃表示

## イ 不正表示の禁止

防災表示の信頼性を保護し、防災性能の的確な確保を図るため、消防法令に定めるところにより表示を付する場合及び指定表示を付する場合を除き、防災表示又はこれと紛らわしい表示を付すことは禁止されている。

この場合、紛らわしい表示とは、消防法令に定めるところによる表示又は指定表示でないにもかかわらず、また、一般社会通念に照らして合理的に判断しても、一般消費者が一見して正規の表示と混同誤認するおそれのある表示のことをいう。

なお、消防法令に定めるところによらない防災表示又はこれと紛らわしい表示をした者は、30 万円以下の罰金又は拘留に処される。（消防法第 44 条第 3 号）また、両罰規定も規定されている。（法第 45 条第 3 号）

## ウ 不正販売等の禁止

防災物品の使用義務者が、防災対象物品又はその材料を購入する際に、誤りなく防災性能を有する物品を購入することができるように、販売又は陳列の際の表示を義務づけたものである。この場合、たとえ当該物品が政令で定める基準以上の防災性能を有しているものであっても、防災表示又は指定表示が付されていないならば防災物品として販売又は販売のために陳列してはならない。

## エ 自家表示

防災防火対象物等の関係者は、当該防火対象物において使用する防災対象物品について、当該防災対象物品若しくはその材料に防災性能を与えるための処理をさせ、又は、防災表示若しくは指定表示が付されている生地その他の材料からカーテン等の防災対象物品を作製させたときは、防災物品ごとに次に掲げる事項について明らかにしておかなければならない。（規則第4条の4第9項）

- ・「防災処理品」又は「防災作製品」の文字
- ・処理をし、又は作製した者の氏名又は名称
- ・処理をし、又は作製した年月

この消防法第8条の3第5項の規定は、例えば、防災物品の使用義務者が防災性能を有しないカーテンを購入し、これをクリーニング業者に委託して防災性能を与えるための処理をさせ、又は防災性能を有するカーテン生地を購入して縫製業者にカーテンを作成させる等、販売行為によらないで防災物品が使用者にわたる場合には、消防法第8条の3第4項の規定が適用されないために設けられている。

## 4 防災表示者の登録

防災物品の品質確保及び防災表示制度の適正な運用のために、消防法施行規則第4条の4第1項第1号において、防災物品に防災表示を付するためには、消防庁長官の登録を受けた者でなければならないとされている。

- ① 防災表示者となるための登録をしようとする者は、申請書に「防災表示を付する者の登録の基準（平成12年 消防庁告示第9号、以下「防災表示者登録基準」という。）」に適合するものであることを証する書類を添付して、消防庁長官に申請しなければならないと消防法施行規則第4条の4第2項において定められている。

第2-8表 防災表示者登録基準の概要

業種区分 基準項目	製造業者	防災処理業者	合板の製造業者 又は防災処理業者	輸入販 売業者	裁断・施工・ 縫製業者
設備及び器具 生地その他の材料の鑑別器具、防災薬剤調合器具、生地その他の材料の均等浸漬・脱水・乾燥設備（防災性能処理を必要としない生地その他の材料製造業者を除く。）	● じゅうたん等製造業者・均一防災性能付与設備を付加	● 浸漬処理による防災性能処理の場合には浸漬槽（縦50cm×横100cm×高50cm以上）・防災薬剤吹付けの場合は噴霧器（放射圧力0.5メガパスカル以上）	● 均等浸漬・乾燥設備は幅90cm以上のものとし、薬剤を注入できる減圧設備（40キロパスカル）、注入加圧設備（0.7メガパスカル）、接着剤への防災薬剤均一混入塗布設備、合板表面への防災薬剤均一塗布設備器具、合板と表面材を貼り合わせることができる設備を付加し、脱水設備を除く。	×	×
品質管理用機器 基準に適合する防災性能測定用機器	●	●	●	●	×
基準に適合する洗たく機又はドライクリーニング機等〔じゅうたん製造業者の場合を除く。〕	●	●	×	●	×
品質管理方法 品質管理組織	●	●	●	●	●
資材受入検査基準・製品検査基準・検査結果記録方法の策定	●	●	●	●	防災物品受入・払出管理方法の策定
品質管理部門に専門技術者の配置	●	●	●	×	×

防災表示者登録基準における業種区分については次のとおりである。

- ・ **製 造 業 者** 防災対象物品生地その他の材料を製造する者をいう。
- ・ **防 炎 処 理 業 者** 防災対象物品又はその材料（じゅうたん等及び合板を除く。）に防災性能を与えるための処理をする者をいう。
- ・ **合板の製造業者  
又は防災処理業者** 防災性能を有する合板を製造する者又は防災性能を与えるための処理をする者  
又は防災処理業者
- ・ **輸 入 販 売 業 者** 防災対象物品又はその材料を輸入し、その防災性能を確認して防災物品として販売する者
- ・ **裁断・施工・縫製業者** 防災性能を有する生地その他の材料からカーテンその他の防災対象物品を縫製する者、防災性能を有するじゅうたん等を施工する者、防災性能を有する生地その他の材料を裁断して、切り売りする者をそれぞれいう。

② 登録申請者のうち、生地その他の材料を製造する者、防災対象物品又はその材料（じゅうたん等及び合板を除く。）に防災性能を与えるための処理をする者及び防災性能を有する合板を製造する者又は合板に防災性能を与えるための処理をする者は、次に掲げる資格を有する専門技術者を品質管理部門に配置することとされている。

- a 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において工業化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、防災対象物品又はその材料に防災性能を与えるための処理又は防災性能に関する研究に6ヶ月以上従事した者
- b 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において工業化学に関する学科を修めて卒業した者で、防災対象物品又はその材料に防災性能を与えるための処理又は防災性能に関する研究に1年以上従事した者
- c 消防庁長官が a 又は b に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

③ 消防庁長官は、申請者が登録の欠格事項に該当せず、かつ、第2-8表に示す登録基準に適合していると認める際には、登録をしようとする者の所在地を管轄する消防長にその旨を通知するものとする。

この際、当該通知を受けた消防長は、当該登録について意見を述べることができる。（消防法施行規則第4条の4第3項）

防災登録に関する意見の照会様式（例：製造業（カーテン、じゅうたん等）など）

申請者		住所 申請者名		電話番号		
		代表者名 (担当者名)				
区分		項目		添付書類上の 記載箇所	評価	備考
基礎的 体制	防災性能を 与える設備 等	1	鑑別に必要な器具の有無	別記様式3イ・4イ		
		2	防災薬剤の調合に必要な器具の有無	別記様式3口・4口		
		3	防災性能を与えるための設備等の有無	別記様式3ハニホ 4ハ		
	専門技術者	4	所定の専門技術者の配置の有無	別記様式第7		
品質 保証 体制	品質管理の ための設備 等	5	防災性能測定機器の有無	別記様式5イ・6イ		
		6	耐洗たく性能に係る試験機の有無	別記様式5口		
		7	品質管理（受入検査、払出検査を含む。） に関するマニュアルの有無	別記様式第8		
	受入管理 払出管理	8	受入、払出の記録を整理して保管する ことができること	別記様式第9		
	その他	9	適合・不適合品の分別ができること			
評 価 の 他 理 由 見 等	<input type="checkbox"/> 申請については、特に問題がないことを確認した。 <input type="checkbox"/> 申請については、下記のような問題があることを確認した。 確認の方法： <input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> 電話調査 <input type="checkbox"/> 登録確認機関に確認 <input type="checkbox"/> その他（                    ）					

備考 1 「評価」欄には、各項目が申請書等と相違がないときに○印を、相違があったときは×印をつける。  
2 ×印を付けたときは、その理由等を記載すること。

④ 消防庁長官は、『登録の基準に適合しなくなったとき』『不正な手段により登録を受けたとき』『防災表示を適正に行っていないとき』にはこの防災表示者の登録を取り消すことができる（消防法施行規則第4条の4第6項）。

⑤ 登録表示者には以下のとおり登録者番号が付与される。

**登録者番号(例)**

業種番号 県番号 業者番号  
AFE - ⑬ - 0001

・業種番号は第2-9表のように区分されている。

第2-9表 業種番号の種類

業 種 名	業種番号	業 種 内 容
製造業者	A、B	◆生地その他の材料を製造する者 ◆業種番号 B は、合板を製造する者
防災処理業者	B、C、D	◆防災対象物又はその材料（じゅうたん等及び合板を除く）に防火性能を与えるための処理をする者 ◆業種番号 B は、合板を製造する者 ◆業種番号 D は、吹き付けにより防火性能を与える者
輸入販売業者	F	◆防災対象物又はその材料を輸入し、その防火性能を確認して防火物品として販売する者
裁断・施工・縫製業者	E	◆防火性能を有する生地その他の材料を裁断・施工・縫製、又は切り売りする者

・地区番号は、各都道府県ごとにそれぞれ次のようになっている。

①—北海道 ②—青森 ③—岩手 ④—宮城 ⑤—秋田 ⑥—山形 ⑦—福島 ⑧—茨城 ⑨—栃木  
⑩—群馬 ⑪—埼玉 ⑫—千葉 ⑬—東京 ⑭—神奈川 ⑮—新潟 ⑯—富山 ⑰—石川 ⑱—福井 ⑲—山梨  
⑳—長野 ㉑—岐阜 ㉒—静岡 ㉓—愛知 ㉔—三重 ㉕—滋賀 ㉖—京都 ㉗—大阪 ㉘—兵庫  
㉙—奈良 ㉚—和歌山 ㉛—鳥取 ㉜—島根 ㉝—岡山 ㉞—広島 ㉟—山口 ㊱—徳島 ㊲—香川  
㊳—愛媛 ㊴—高知 ㊵—福岡 ㊶—佐賀 ㊷—長崎 ㊸—熊本 ㊹—大分 ㊺—宮崎 ㊻—鹿児島  
㊼—沖縄

## 5 登録確認機関

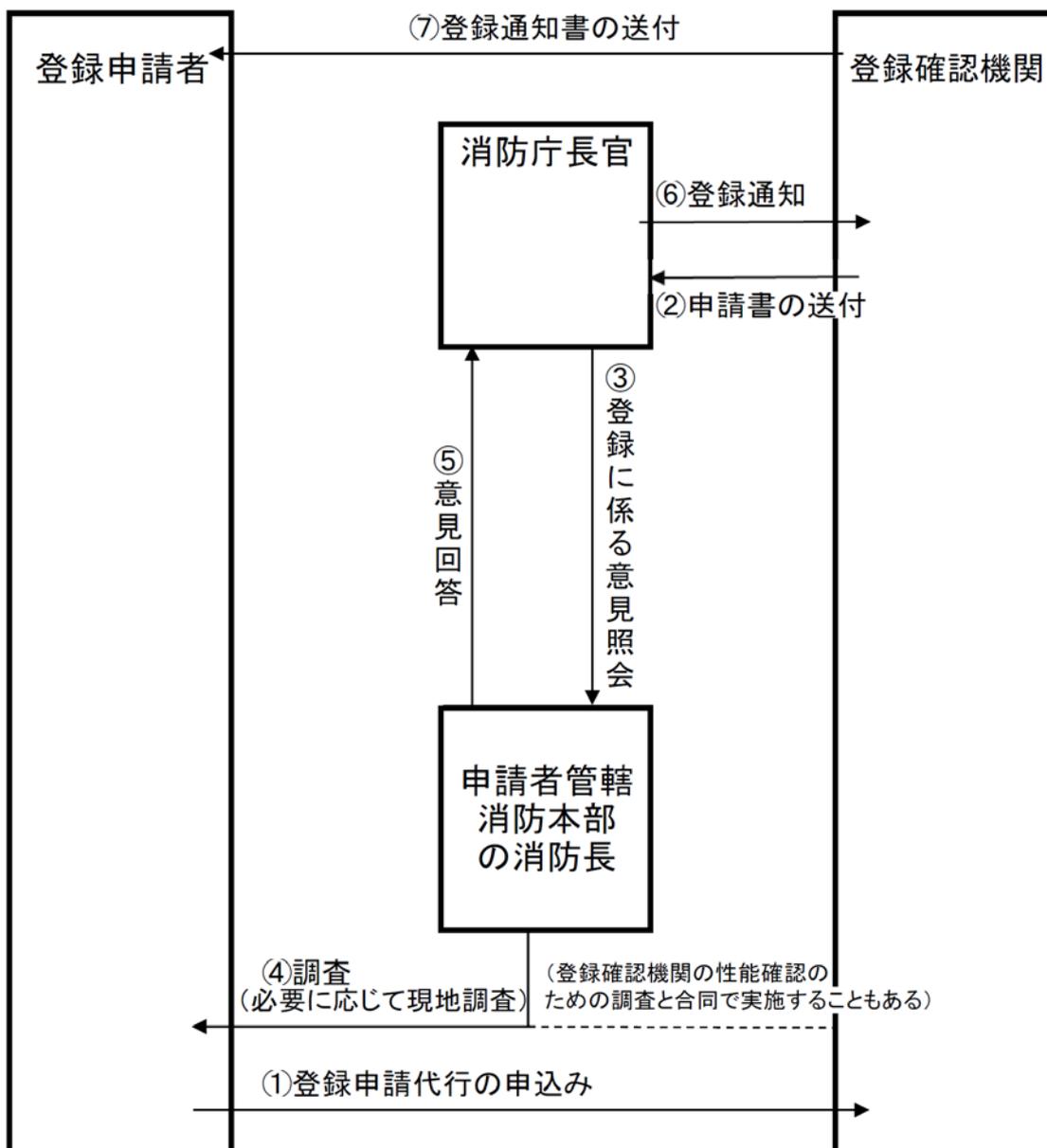
登録確認機関とは、防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについて確認を行う法人として消防庁長官に登録された法人のことである。（消防法施行規則第4条の5第1項、第4条の6）

防災物品の防災性能は、一定の要件を満たし、定められた試験設備を備え、定められた試験方法によって確認業務を行うことができる消防庁に登録された登録確認機関によって確認が行われており、確認された防災物品の防災表示には、当該登録確認機関の名称を記載することとされている。（消防法施行規則第4条の5第1項）

現在は、公益財団法人日本防災協会（以下、「防災協会」という。）及び一般財団法人日本繊維製品品質技術センター（以下「QTEC」という。）が登録確認機関として登録されている。

## (1) 防災表示者登録の流れ

現在、防災表示者登録は、登録確認機関を通して申請が行われている。



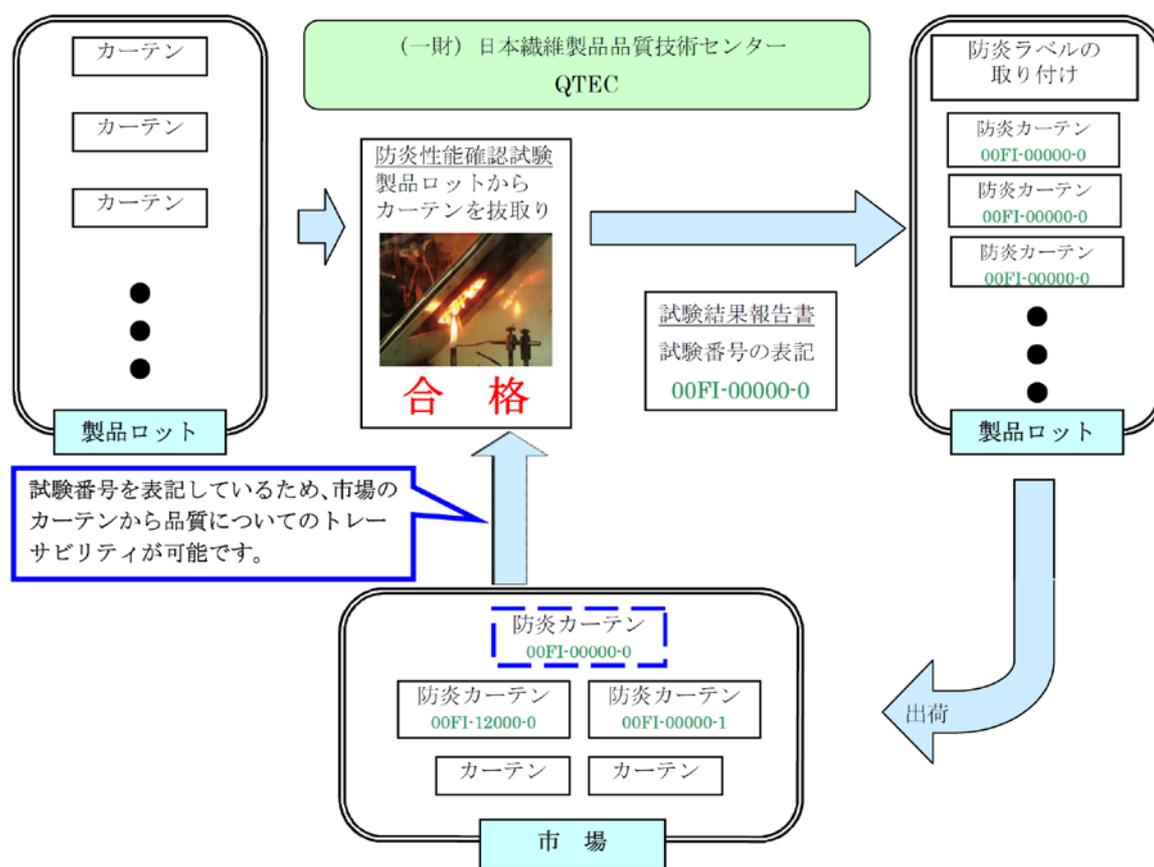
## (2) トレーサビリティ確保の取り組み

トレーサビリティとは、防災物品として販売されていた防災カーテン等を購入した消費者が、貼付されているラベルを見る等により、製造した業者や製造された時期などが分かる仕組みのことであり、これにより万が一当該防災カーテン等が防災性能の基準を満たしていない等の不備が判明した際の回収がスムーズに行われることが期待されている。

トレーサビリティの確保は、各登録確認機関において次のように行われている。

### ア QTEC

製造された物品のロットごとに性能確認試験を実施し、防災ラベルの裏面にその試験番号を記載することで、購入者がその番号をQTECに問い合わせれば、その物品の製造者及び製造ロットがわかる仕組みになっている。

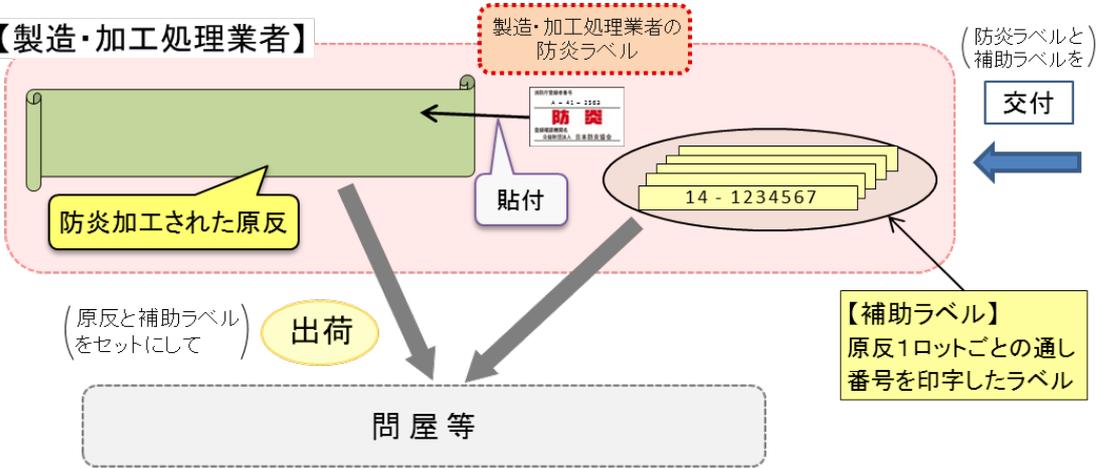


### イ 防災協会

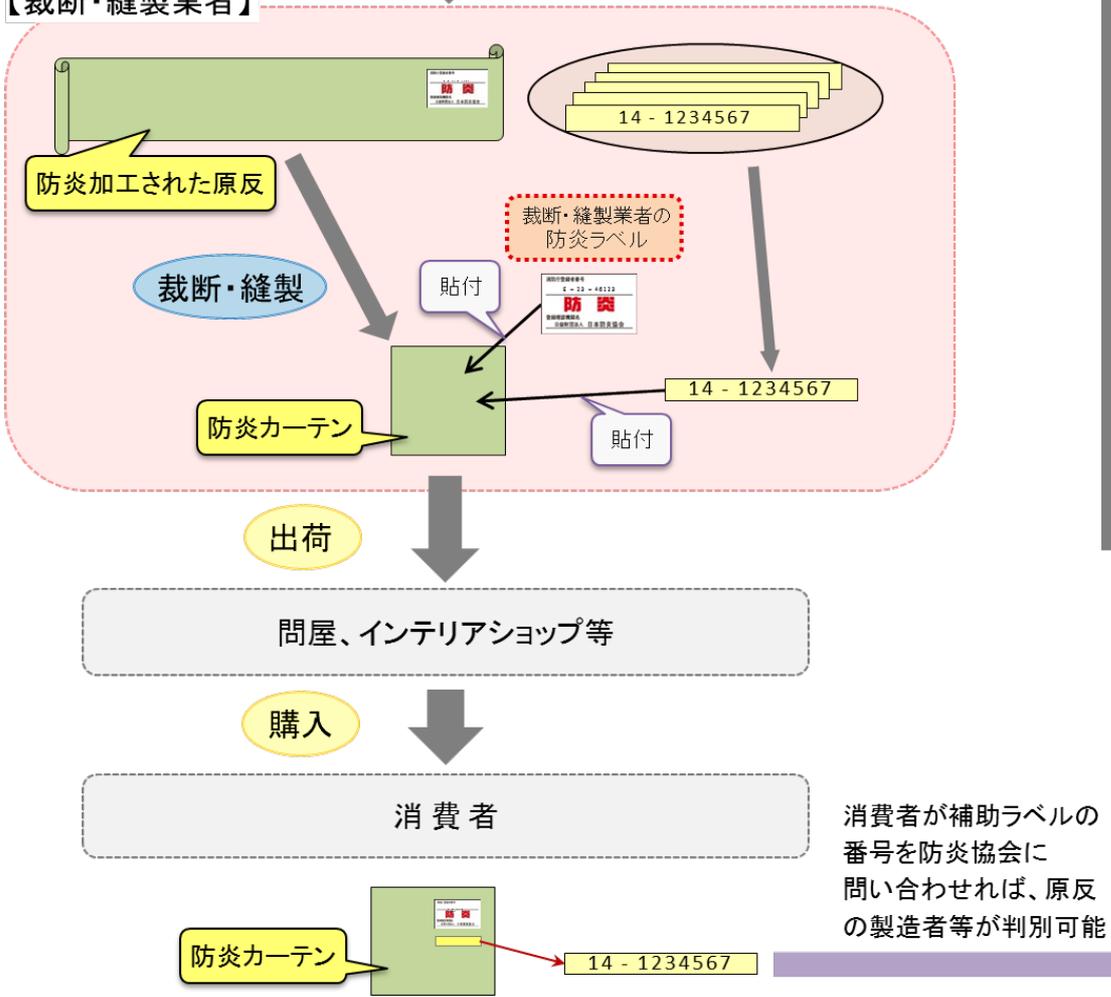
防災協会においては、平成27年4月より防災カーテンについて、製造者及び製造ロットが判別できる「補助ラベル」を発行し、その補助ラベルを防災ラベルとともに防災カーテンに縫い付けて販売することで、補助ラベルに記載されている番号を消費者が防災協会に問い合わせれば、当該物品の製造者及び製造時期等が分かるようになる運用が開始されたところである。

## 防災協会における防災カーテンのトレーサビリティの仕組み

### 【製造・加工処理業者】



### 【裁断・縫製業者】

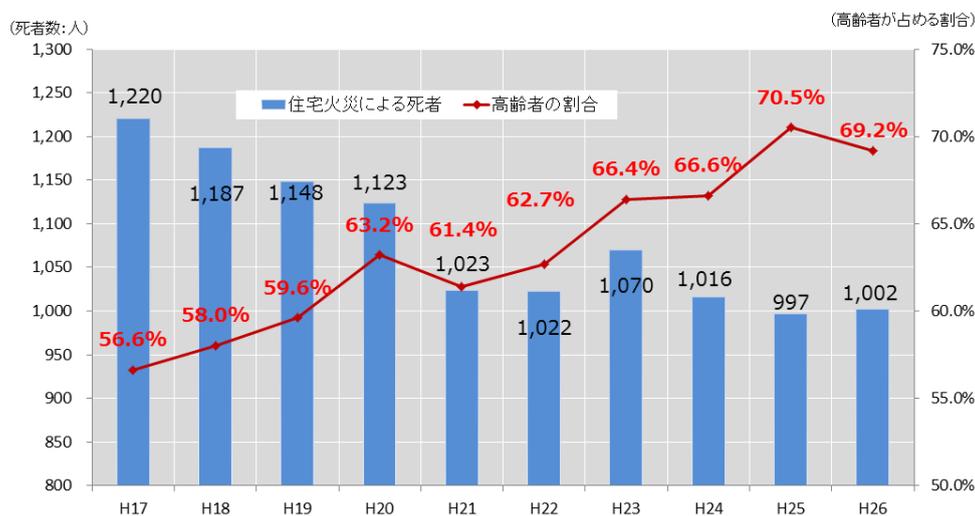


# 第 3 章

[広報及び普及方策等]

# 1 住宅防火・防災キャンペーン

日本における住宅火災による死者数は、1,000 人前後の高い水準で推移しており、このうち 65 歳以上の高齢者が 7 割を占めている。



高齢化の進展とともに、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合が増加していることから、消防庁では平成 24 年から「敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズに「住宅防火・防災キャンペーン」を実施している。このキャンペーンで、火災の犠牲者の中でも、特に高齢者の方達の被害を減らすことを目的に、9月の「敬老の日」に、子供や孫から高齢者に防災品等をプレゼントすること等を推進している。



キャンペーンポスター

## 2 住宅防火防災推進シンポジウム

消防庁では、防災品等の普及を含めた住宅防火対策の重要性を周知し、ひいては住宅防火防災対策の積極的な推進を図るため、毎年全国各地で住宅防火防災推進シンポジウムを開催している。

最近の  
防火・防災  
プロジェクト

# 住宅防火防災 推進シンポジウム

FDMA 消防庁  
住民とともに Fire and Disaster  
Management Agency

長崎

消防 清太

一緒に考えよう!地域の住宅防火と防災対策

**ダニエル・カールと一緒に考えよう! 地域の住宅防火防災対策**

住宅防火防災対策で最も大切なのは、「自らの身は自ら守る」という意識です。火災から大切な財産や命を守るため、それぞれしっかり準備しておきましょう。  
また、先の東日本大震災が物語っているように、共に助け合うことも重要です。  
私は、微力ながら、被災地への支援を継続しています。そして、惨事に負けない東北人の心意気を感じています。この機会に、一緒に地域の住宅防火防災を考げえっべ!

タレント (山形弁研究家) ダニエル・カール

**参加自由  
入場無料**



一緒に地域の  
住宅防火防災を  
考げえっべ!

**手話通訳付**

**プログラム**

12:30 受付開始  
13:00 開場  
13:30 開会・あいさつ  
吉村 顕 (消防庁予防課 課長補佐)  
開催地代表者あいさつ  
13:40 基調講演  
菅原 進一 (東京理科大学総合研究機構 教授)  
14:00 ダニエル・カールの防災がんばっぺ  
ダニエル・カール  
14:50 パネルディスカッション  
コーディネーター  
菅原 進一 (東京理科大学総合研究機構 教授)  
パネリスト  
吉村 顕 (消防庁予防課 課長補佐)  
ダニエル・カール  
八木 一郎 (長崎市十軒寺地区連合自治会 会長)  
佐々木 眞登己 (長崎市消防団新庄地区 副団長)  
北川 実佐子 (長崎県消防クラブ連山の集いの消防クラブ 会長)  
伯川 秀人 (長崎市消防局 予防課長)

16:00 閉会

\*数務時、講演者・プログラムについては変更される場合がありますので、予めご了承ください。  
\*定員になり次第受付を終了する場合がありますので、お早めにご来場ください。

**日時**

平成27年**1月17日(土)**  
13:30 ~ 16:00

**会場**

**長崎原爆資料館 ホール**  
〒852-8117 長崎県長崎市平野町7-8

**地図**

ご来場の際はできるだけ公共機関をご利用ください。



主催: **FDMA 消防庁** 共催: 長崎市消防局 / 住宅防火対策推進協議会、長崎市防災危機管理室  
住民とともに Fire and Disaster Management Agency 後援: (一財)日本防火・危機管理促進協会 / (公財)日本防災協会 / (一社)日本火災報知機工業会 / (一社)日本消防器工業会 / (一社)日本消防装置工業会 / (一社)日本配線システム工業会 / ガス警報器工業会

お問い合わせは **長崎市消防局 予防課** ☎095-822-0433

シンポジウム広報用ビラ (平成 27 年 1 月 於 : 長崎会場)

### 3 防災製品

消防法に規定する防災対象物品以外の衣類、寝具類などの繊維製品について、火災予防に有効でその使用が推奨されるものとして、防災協会が独自の製品認定制度により、一定の基準以上の防災性能を有するものを防災製品として認定している。

防災製品は、「防災製品認定要綱」に定められた防災性能試験基準、毒性審査規程等に定める要件を満たさなくてはならないこととされている。また、この防災製品には、日本防災協会が定めた防災製品ラベルを表示し、消費者に分かるようにその情報を提供している。

#### (1) 経緯等

昭和 40 年代に発生した幾つかの火災事例を踏まえ、「寝具類等の防災表示物品の使用について（昭和 49 年消防安第 65 号各都道府県消防主管部長あて消防庁安全救急課長通知）」により防災物品以外のもの（防災製品）の使用を推奨するとともに、試験基準を定め、関係者に通知したのが始まりである。

防災協会では、前述の通知を受けて、翌昭和 50 年に防災製品認定委員会を設置し、消防法で防災化が義務づけられていない寝具類、敷物類、テント、幕類（防災対象物品以外のもの）及びシート（工事用シート以外のもの）を防災製品としての認定をしている。

防災製品ラベルの見本



## (2) 防災製品の種類と範囲

- ① 寝具類（側地類、詰物類、ふとん類、毛布類）
- ② テント類
- ③ シート類
- ④ 幕類（広告幕、のぼり旗、横断幕など）
- ⑤ 非常持出袋
- ⑥ 防災頭巾等
- ⑦ 防災頭巾等側地
- ⑧ 防災頭巾等詰物類（防災頭巾用中わた、プラスチック発泡体）
- ⑨ 衣服類（内衣（浴衣、肌着、パジャマ）、外衣（ジャケット、コート）、割烹着、エプロン、アームカバー、バスマローブ・バスタオル・フェイスタオル、靴下、ベスト、手袋、帽子、マフラーなど身にまとうもの又は身につけるもの）
- ⑩ 布張家具等
- ⑪ 布張家具等側地
- ⑫ 自動車・オートバイ等のボディカバー
- ⑬ ローパーテーションパネル
- ⑭ 襖紙・障子紙
- ⑮ 展示用パネル（展示会場を構成する間仕切り、棚、展示物等の材料及びその他装飾のための板状の材料や装飾物等が該当する。材料として、樹脂、合板を含む木材、金属等の板及びそれらの表面に、布、紙、樹脂製シートやフィルム、板を組み合わせたもの等が含まれるが、合板は含まない（合板を含むものは、防災物品の展示用合板に整理される））
- ⑯ 祭壇
- ⑰ 祭壇用白布
- ⑱ マット類
- ⑲ 防護用ネット（網目寸法が 12mm を超えるネット状のものや網等が該当し、工事用、工事用以外を問わず、人体や物品の落下を防止する、あるいは人体や物品を落下物や飛来物から防護する目的のために用いられるもの全てが該当する）
- ⑳ 防火服（消防隊員等が用いる服装や熱と炎による危険度が高い環境において使用される特殊作業服等で、生地表や銀面の防火服を構成する全ての生地の組み合わせたものが該当する）
- ㉑ 防火服表地（防火服の最外層の生地が該当する。なお、表地については、引張強さや引裂強さ等の防災性能以外の評価も行うこととされている）
- ㉒ 木製等ブラインド（防災物品である布製ブラインド以外のブラインドが該当する）
- ㉓ 活動服（消防団員用、消防吏員用）
- ㉔ 災害用間仕切り等
- ㉕ 作業服（熱と炎による危険度が高い環境に於いて使用される特殊作業服等及び消防隊用の服装を除く）

### (3) 防災製品の防災性能の有効性

ア 寝具（着火後 1 時間）



防災品



非防災品

イ 衣服類

・ パジャマの場合（着火後 1 分）



防災品



非防災品

・ 割烹着の場合（着火後 35 秒）



防災品



非防災品

ウ 幕類（広告幕）（着火後 33 秒）



防炎品

非防炎品

エ オートバイ等のボディカバー（着火後 1 分 30 秒）



防炎品



非防炎品

オ 布張家具等（布張いす）（着火後 3 分）



防炎品



非防炎品

## 4 高層共同住宅への広報

高さ31メートルを超える共同住宅、すなわち消防法第8条の3に定める高層建築物に該当するもの（以下「高層共同住宅」という。）には、消防法の規定により防災物品の使用が義務付けられているが、高層共同住宅における防災物品の使用率は低いという報告がある。この原因としては、高層共同住宅の住人に対する防災規制の周知不足や、消防機関は個人の住居部分には原則立ち入って査察を行うことはないため、消防機関の直接の指導により是正されることがないこと等の理由が考えられる。

このため、高層共同住宅における防災物品の使用の義務及び重要性について、次のような広報が行われている。

- ① 消防庁においては、春秋の全国火災予防運動において、高さ31メートルを超える共同住宅の居住者等に対し、防災物品の使用が義務づけられていることの周知徹底を図ることを各消防本部に呼びかけている。
- ② 防災協会においては、次のようなポスターやリーフレット作成し、広報を行っている。
  - ・ポスター



・リーフレット

(表)

## 高層共同住宅(高層マンション)にお住まいの皆様へ

**防災物品の使用が義務づけられています!**

**高層建築物<sup>※</sup>にあたる共同住宅では、火災予防のため、居住している階数に関係なく、カーテン、じゅうたんを使用する場合は、防災物品の使用が消防法で義務づけられています。防災物品ラベルを確認しましょう!**

(※高層建築物とは高さ31mを超えるものをいいます。概ね11階建て以上の建築物が該当します。)

カーテン

じゅうたん

防災物品には、○の近くに**防災物品ラベル**がついています。

カーペット、下げ丈がおおむね1m以上の布製のれん、人工芝なども防災物品に該当します。詳しくは、お近くの消防署または(公財)日本防災協会

燃え方の違い(カーテンの例)

カーテンを着火して1分経過した状況です。防災物品のカーテンは発火していません。

燃えやすい

燃えにくい

1分経過

(裏)

防災製品(防災性能のある道具、エプロンなど)は、消防法による使用は義務づけられていませんが、使用を推奨しています。防災製品には**防災製品ラベル**が付いていますので、確認しましょう!詳しくは、お近くの消防署または(公財)日本防災協会 (<http://www.jfra.jp>)におたずねください。

防災製品

エプロン

アームカバー

じゅうたん

二輪車用カバー

燃え方の違い(道具の例)

たばこが原因で出火した場合です。防災製品は穴が開く程度で消えています。

火災による死者を減らすために、**防災物品** や **防災製品** を使いましょう。

公財団法人 日本防災協会  
JAPAN FIRE RETARDANT ASSOCIATION

本 部 〒1103-0002 東京都中央区日本橋室町4-1-5 丸の内ビルD TEL:03-3246-1661(TEL)

FAX:03-3246-1661

(本部直通) 総務部(総務課) 経理部(経理課) 広報部(広報課) 事務局(事務局) TEL:03-3246-1661

秘書課(秘書課) 庶務課(庶務課) 広報部(広報課) 事務局(事務局) TEL:03-3246-1663

上野支部 事務所(事務所) 札幌支部 事務所(事務所) TEL:011-222-3228

名古屋支部 事務所(事務所) TEL:052-321-4344 FAX:052-321-4344

京都支部 事務所(事務所) TEL:075-263-4675 FAX:075-263-4676

大阪支部 事務所(事務所) TEL:09-9347-9844 FAX:09-9347-9846

九州支部 事務所(事務所) TEL:093-871-4525 FAX:093-871-4526

協会ホームページ: <http://www.jfra.or.jp>

47

# 第 4 章

[参考資料]

# 1 関係法令等

## (1) 消防法（昭和 23 年 7 月 24 日 法律第 186 号）

### （防災対象物品の防災性能）

**第 8 条の 3** 高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用する防災対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下同じ。）は、政令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならない。

2 防災対象物品又はその材料で前項の防災性能を有するもの（以下この条において「防災物品」という。）には、総務省令で定めるところにより、同項の防災性能を有するものである旨の表示を附することができる。

3 何人も、防災対象物品又はその材料に、前項の規定により表示を附する場合及び工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）その他政令で定める法律の規定により防災対象物品又はその材料の防災性能に関する表示で総務省令で定めるもの（以下この条において「指定表示」という。）を附する場合を除くほか、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

4 防災対象物品又はその材料は、第 2 項の表示又は指定表示が附されているものでなければ、防災物品として販売し、又は販売のために陳列してはならない。

5 第 1 項の防火対象物の関係者は、当該防火対象物において使用する防災対象物品について、当該防災対象物品若しくはその材料に同項の防災性能を与えるための処理をさせ、又は第 2 項の表示若しくは指定表示が附されている生地その他の材料からカーテンその他の防災対象物品を作製させたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を明らかにしておかなければならない。

### （罰 則）

**第 44 条** 次のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金又は拘留に処する。

(1) 及び (2) ( 略 )

(3) 第 8 条の 2 の 2 第 3 項（第 8 条の 2 の 3 第 8 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 3 第 3 項、第 21 条の 9 第 2 項（第 21 条の 11 第 3 項又は第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 26 条の 16 の 3 第 2 項の規定に違反した者

(4) ～ (23) ( 略 )

### （両罰規定）

**第 45 条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 及び (2) ( 略 )

(3) 第 39 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 39 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項、第 41 条第 1 項（同項第 2 号及び第 4 号を除く。）、第 42 条第 1 項（同項第 5 号及び第 7 号を除く。）、第 43 条第 1 項、第 43 条の 4 又は 前条第 1 号、第 3 号、第 7 号の 3 若しくは第 8 号各本条の罰金刑

## (2) 消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号）

### （防災防火対象物の指定等）

**第 4 条の 3** 法第 8 条の 3 第 1 項の政令で定める防火対象物は、別表第 1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（12）項ロ及び（16 の 3）項に掲げる防火対象物（次項において「防災防火対象物」という。）並びに工事中の建築物その他の工作物（総務省令で定めるものを除く。）とする。

2 別表第 1（16）項に掲げる防火対象物の部分で前項の防災防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、同項の規定の適用については、当該用途に供される 1 の防災防火対象物とみなす。

3 法第 8 条の 3 第 1 項の政令で定める物品は、カーテン、布製ブラインド、暗幕、じゅうたん等（じゅうたん、毛せんその他の床敷物で総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）、展示用の合板、どん 帳その他舞台において使用する幕及び舞台において使用する大道具用の合板並びに工事用シートとする。

4 法第 8 条の 3 第 1 項の政令で定める防災性能の基準は、炎を接した場合に熔融する性状の物品（じゅうたん等を除く。）にあつては次の各号、じゅうたん等にあつては第 1 号及び第 4 号、その他の物品にあつては第 1 号から第 3 号までに定めるところによる。

(1) 物品の残炎時間（着炎後バーナーを取り去ってから炎を上げて燃える状態がやむまでの経過時間をいう。）が、20 秒を超えない範囲内において総務省令で定める時間以内であること。

(2) 物品の残じん時間（着炎後バーナーを取り去ってから炎を上げずに燃える状態がやむまでの経過時間をいう。）が、30 秒を超えない範囲内において総務省令で定める時間以内であること。

(3) 物品の炭化面積（着炎後燃える状態がやむまでの時間内において炭化する面積をいう。）が、50 平方センチメートルを超えない範囲内において総務省令で定める面積以下であること。

(4) 物品の炭化長（着炎後燃える状態がやむまでの時間内において炭化する長さをいう。）の最大値が、20 センチメートルを超えない範囲内において総務省令で定める長さ以下であること。

(5) 物品の接炎回数（熔融し尽くすまでに必要な炎を接する回数をいう。）が、3 回以上の回数で総務省令で定める回数以上であること。

5 前項に規定する防災性能の測定に関する技術上の基準は、総務省令で定める。

**第 4 条の 4** 法第 8 条の 3 第 3 項の政令で定める法律は、農林物資の規格化及び品質表示適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）及び家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）とする。

### (3) 消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）

#### （防災性能の基準の数値等）

**第4条の3** 令第4条の3第1項の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 建築物（都市計画区域外のもっぱら住居の用に供するもの及びこれに附属するものを除く。）
- (2) プラットホームの上屋
- (3) 貯蔵槽
- (4) 化学工業製品製造装置
- (5) 前2号に掲げるものに類する工作物

**2** 令第4条の3第3項の総務省令で定めるもの（以下「じゅうたん等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) じゅうたん（織りカーペット（だん通を除く。）をいう。）
- (2) 毛せん（フェルトカーペットをいう。）
- (3) タフテッドカーペット、ニットッドカーペット、フックドラッグ、接着カーペット及びニードルパンチカーペット
- (4) ござ
- (5) 人工芝
- (6) 合成樹脂製床シート
- (7) 前各号に掲げるもののほか、床敷物のうち毛皮製床敷物、毛製だん通及びこれらに類するもの以外のもの

**3** 令第4条の3第4項各号の総務省令で定める数値は、次のとおりとする。

- (1) 令第4条の3第4項第1号の時間 薄手布（1平方メートル当たりの質量が450グラム以下の布をいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては3秒、厚手布（薄手布以外の布をいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては5秒、じゅうたん等にあっては20秒、展示用の合板及び舞台において使用する大道具用の合板（以下この項、次項及び第6項において「合板」と総称する。）にあっては10秒
- (2) 令第4条の3第4項第2号の時間 薄手布にあっては5秒、厚手布にあっては20秒、合板にあっては30秒
- (3) 令第4条の3第4項第3号の面積 薄手布にあっては30平方センチメートル、厚手布にあっては40平方センチメートル、合板にあっては50平方センチメートル
- (4) 令第4条の3第4項第4号の長さじゅうたん等にあっては10センチメートル、その他のものにあっては20センチメートル
- (5) 令第4条の3第4項第5号の回数 3回

**4** 物品（じゅうたん等及び合板を除く。）の残炎時間、残じん時間、炭化面積及び炭化長に係る令第4条の3第5項の総務省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 燃焼試験装置は、別図第1の燃焼試験箱、別図第2の試験体支持枠、別図第3の電気火花発生装置及び薄手布の試験にあっては別図第4のマイクロバーナー、厚手布の試験にあっては別図第5

のメッセルバーナーであること。

(2) 燃料は、日本工業規格（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格をいう。以下同じ。）K2240 の液化石油ガス 2 種 4 号であること。

(3) 試験体は、次に定めるところによること。

イ 2 平方メートル以上の布から無作為に切り取った縦 35 センチメートル、横 25 センチメートルのものであること。

ロ 工事用シートその他屋外で使用するものにあつては、ハの処理を施す前に温度 50 度プラスマイナス 2 度の温水中に 30 分間浸したものであること。

ハ 温度 50 度プラスマイナス 2 度の恒温乾燥器内に 24 時間放置した後、シリカゲル入りデシケーター中に 2 時間以上放置したものであること。ただし、熱による影響を受けるおそれのない試験体にあつては、温度 105 度プラスマイナス 2 度の恒温乾燥器内に 1 時間放置した後、シリカゲル入りデシケーター中に 2 時間以上放置したものとすることができる。

(4) 測定方法は、次に定めるところによること。

イ 試験体は、試験体支持枠にゆるみなく固定すること。ただし、炎を接した場合に熔融する性状の物品の炭化長を測定する場合にあつては、試験体の支持枠の内側の縦 250 ミリメートル、横 150 ミリメートルの長方形の部分に、試験体の縦 263 ミリメートル、横 158 ミリメートルの長方形の部分に収納され、かつ、縦横それぞれ対応するように固定すること。

ロ 炎の長さは、マイクロバーナーにあつては 45 ミリメートル、メッセルバーナーにあつては 65 ミリメートルとすること。

ハ バーナーは、炎の先端が試験体の中央下部に接するように置くこと。

ニ 炭化長は、試験体の炭化部分についての最大の長さとする。

ホ 3 の試験体について、薄手布にあつては 1 分間、厚手布にあつては 2 分間加熱を行うこと。この場合において、加熱中に着炎する試験体については、別の 2 の試験体について、着炎してから薄手布にあつては 3 秒後、厚手布にあつては 6 秒後にバーナーを取り去ること。

**5** じゅうたん等の残炎時間及び炭化長に係る令第 4 条の 3 第 5 項の総務省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 燃焼試験装置は、別図第 1 の燃焼試験箱、別図第 2 の 3 の試験体押さえ枠及びけい酸カルシウム板（日本工業規格 A5430 のけい酸カルシウム板をいう。以下同じ。）別図第 3 の電気火花発生装置並びに別図第 6 のエアームックスバーナーであること。

(2) 燃料は、日本工業規格 K2240 の液化石油ガス 2 種 4 号であること。

(3) 試験体は、次に定めるところによること。

イ 1 平方メートル以上のじゅうたん等から無作為に切り取った縦 40 センチメートル、横 22 センチメートルのものであること。

ロ 温度 50 度プラスマイナス 2 度の恒温乾燥器内に 24 時間放置した後、シリカゲル入りデシケーター中に 2 時間以上放置したものであること。ただし、パイルを組成する繊維が毛 100 パーセントである試験体（パイルのないものにあつては、組成繊維が毛 100 パーセントであるもの）のうち熱による影響を受けるおそれのないものにあつては、温度 105 度プラスマイナス 2 度の恒温乾燥器内に 1 時間放置した後、シリカゲル入りデシケーター中に 2 時間以上放置したものとすることができる。

- (4) 測定方法は、次に定めるところによること。
- イ 試験体は、けい酸カルシウム板に試験体押さえ枠で固定すること。
  - ロ ガス圧力は、4キロパスカル、炎の長さは、24 ミリメートルとすること。
  - ハ バーナーは、水平にしてその先端を試験体の表面から1 ミリメートル離して置くこと。
  - ニ 6の試験体について、30 秒間加熱を行うこと。
- 6** 合板の残炎時間、残じん時間及び炭化面積に係る令第4条の3第5項の総務省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。
- (1) 燃焼試験装置は、別図第1の燃焼試験箱、別図第2の2の試験体支持枠、別図第3の電気火花発生装置及び別図第5のメッセルバーナーであること。
- (2) 燃料は、日本工業規格K2240の液化石油ガス2種4号であること。
- (3) 試験体は、次に定めるところによること。
- イ 1.6 平方メートル以上の合板から無作為に切り取った縦29センチメートル、横19センチメートルのものであること。
  - ロ 温度40度プラスマイナス5度の恒温乾燥器内に24時間放置した後、シリカゲル入りデシケーター中に24時間以上放置したものであること。
- (4) 測定方法は、次に定めるところによること。
- イ 試験体は、試験体支持枠に固定すること。
  - ロ 炎の長さは、65 ミリメートルとすること。
  - ハ バーナーは、炎の先端が試験体の中央下部に接するように置くこと。
  - ニ 3の試験体について、2分間加熱を行うこと。
- 7** 物品の接炎回数に係る令第4条の3第5項の総務省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。
- (1) 燃焼試験装置は、別図第1の燃焼試験箱、別図第3の電気火花発生装置、別図第4のマイクロバーナー及び別図第7の試験体支持コイルであること。
- (2) 試験体支持コイルは、日本工業規格G4309に適合する直径0.5 ミリメートルの硬質ステンレス鋼線で内径10 ミリメートル、線相互間隔2 ミリメートル、長さ15 センチメートルのものであること。
- (3) 燃料は、日本工業規格K2240の液化石油ガス2種4号であること。
- (4) 試験体は、次に定めるところによること。
- イ 第4項第3号イの規定に従って切り取った残余の布から無作為に切り取った幅10センチメートル、質量1グラムのものであること。ただし、幅10センチメートル、長さ20センチメートルで質量が1グラムに満たないものにあつては、当該幅及び長さを有するものとする。
  - ロ 第4項第3号ロ及びハの規定の例により処理したものであること。
- (5) 試験方法は、次に定めるところによること。
- イ 試験体は、幅10センチメートルに丸め、試験体支持コイル内に入れること。
  - ロ 炎の長さは、45 ミリメートルとすること。
  - ハ バーナーは、炎の先端が試験体の下端に接するように固定し、試験体が溶融を停止するまで加熱すること。

ニ 5の試験体について、その下端から9センチメートルのところまで溶融し尽くすまでハの加熱を繰り返すこと。

### (防災表示等)

**第4条の4** 法第8条の3第2項の規定により防災物品に付する防災性能を有するものである旨の表示（以下この条及び次条において「防災表示」という。）は、次の各号に定めるところにより付することができる。

- (1) 防災表示を付する者は、消防庁長官の登録を受けた者であること。
  - (2) 防災表示は、別表第1の2の2に定める様式により行うこと。
  - (3) 防災表示は、縫付、ちょう付、下げ札等の方法により、防災物品ごとに、見やすい箇所に行うこと。
- 2** 前項第1号の登録を受けようとする者は、別記様式第1号の2の2の4の申請書に第4項の基準に適合するものである旨を証する書類を添付して、消防庁長官に申請しなければならない。
- 3** 消防庁長官は、第1項第1号の登録をしようとするときは、当該登録を受けようとする者の所在地を管轄する消防長にその旨を通知するものとする。この場合において、当該消防長は、当該登録について意見を述べることができる。
- 4** 第1項第1号の登録の基準は、消防庁長官が定める。
- 5** 第1項第1号の登録を受けた者（次項及び次条第1項において「登録表示者」という。）は、第2項の申請書又は添付書類（次条第2項の申込みをしたことを証する書類を含む。）に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を消防庁長官に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 6** 消防庁長官は、登録表示者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該登録を取り消すことができる。
- (1) 第4項の登録の基準に適合しなくなったとき。
  - (2) 不正な手段により登録を受けたとき。
  - (3) 防災表示を適正に行っていないとき。
- 7** 消防庁長官は、第1項第1号の登録又は前項の規定による登録の取消しをしたときは、その旨を公示する。
- 8** 法第8条の3第3項の指定表示は、防災性能を有する旨の表示で、同条第1項に規定する防災性能の基準と同等以上の防災性能を有する防災対象物品又はその材料に付される表示として消防庁長官が指定したものとする。
- 9** 法第8条の3第1項の防火対象物の関係者は、同条第5項に規定する防災性能を与えるための処理又は防災対象物品の作製を行わせたときは、防災物品ごとに、見やすい箇所に、次の各号に掲げる事項を明らかにし、又は当該防災性能を与えるための処理をし、若しくは防災対象物品を作製した者をして防災表示を付させるようにしなければならない。

- (1) 「防災処理品」又は「防災作製品」の文字
- (2) 処理をし、又は作製した者の氏名又は名称
- (3) 処理をし、又は作製した年月

#### (防災性能の確認)

**第4条の5** 登録表示者は、防災対象物品又はその材料が防災性能を有することについて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下「登録確認機関」という。）による確認を受けた場合は、当該確認に係る防災物品に付する防災表示に当該登録確認機関の名称を記載するものとし、登録確認機関の確認を受けていない場合は、防災物品に付する防災表示に自らの名称及び防災性能を有することについて自ら確認した旨を記載するものとする。ただし、防災性能を有することについて登録確認機関による確認を受けた登録表示者が、当該確認に係る防災物品に付する防災表示に、当該登録確認機関の名称に代えて、自らの名称及び防災性能を有することについて自ら確認した旨を記載することを妨げない。

2 前条第1項第1号の登録を受けようとする者は、防災物品に防災表示を付そうとするときに登録確認機関の確認を受けることとしている場合には、同条第2項の添付書類のうち消防庁長官が定めるものに代えて、前項の確認を受ける旨の申込みを登録確認機関にしたことを証する書類を提出することができる。

#### (登録確認機関)

**第4条の6** 前条第1項の規定による消防庁長官の登録（以下この条において単に「登録」という。）は、防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについての確認（以下この条において単に「確認」という。）を行おうとする法人の申請により行う。

2 消防庁長官は、前項の規定により登録を申請した法人（以下この項において「登録申請者」という。）が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する者が確認の業務を実施し、その人数が確認の業務を行う事業所ごとに2名以上であること。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校において工業化学又は応用化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者であって、防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについての確認に関する実務に通算して1年以上従事した経験を有するもの

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

(2) 次に掲げる機械器具その他の設備を保有していること。（略）

(3) 登録申請者が、法第8条の3第2項の規定により同項の表示を付することができることとされる防災対象物品又はその材料を設計し、製造し、加工し、又は販売し、若しくは販売の目的で陳列する事業者（以下この号及び第4項において単に「事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

- イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、事業者がその親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 1 項に規定する親法人をいう。第 31 条の 5 第 2 項第 3 号イにおいて同じ。）であること。
  - ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める事業者の役員又は職員（過去 2 年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が 2 分の 1 を超えていること。
  - ハ 登録申請者の代表権を有する役員が、事業者の役員又は職員（過去 2 年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。
- (4) 確認の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 確認の業務を行う部門に管理者を置くこと。
  - ロ 確認の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。
  - ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い確認の業務の管理及び精度の確保を行う部門又は組織を置くこと。
  - ニ 全国の確認を受けることを希望する者に対して、確認の業務を公正に行うことができる体制を有していること。

**3** 登録確認機関は、確認の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した帳簿を備え付け、確認を行った日からこれを 10 年間保存しなければならない。

- (1) 確認の申し込みをした者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 確認の申し込みを受けた年月日
- (3) 確認の申し込みをした者の第 4 条の 4 第 1 項第 1 号の消防庁長官の登録を受けた際の登録番号
- (4) 防災対象物品又はその材料の形状、構造、材質、成分及び性能の概要
- (5) 防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることを検査した日
- (6) 前号の検査をした者の氏名
- (7) 確認の有無（確認をしない場合にあつては、その理由を含む。）
- (8) 確認の有無を通知した日

**4** 第 1 条の 4 第 2 項及び第 4 項から第 7 項までの規定は第 1 項の申請について、第 8 項から第 15 項まで及び第 17 項から第 22 項までの規定は登録を受けた法人について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「消防庁長官」と、第 1 条の 4 第 2 項中「講師」とあるのは「確認の業務を行う者」と、「講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画」とあるのは「確認の業務に用いる機械器具その他の設備の概要」と、同項及び第 5 項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに確認を行おうとする防災対象物品又はその材料」と、同条第 7 項中「第 1 項から第 5 項まで」とあるのは「第 2 項、第 4 項及び第 5 項並びに第 4 条の 6 第 1 項及び第 2 項」と、同条第 9 項中「毎年 1 回以上」とあるのは「確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、」と、同条第 10 項中「第 2 条の 3 に定める講習に係る基準」とあるのは「令第 4 条の 3 第 4 項及び第 5 項、第 4 条の 3 第 3 項から第 7 項までに定める基準並びに別表第 1 の 2 の 2 の消防庁長官が定める防災性能に係る耐洗たく性能の基準」と、同条第 15 項中「講習を受講しようとする者」とあるのは「事業者」と、同条第 17 項及び第 21 項第 1 号中「第 3 項」とあるのは「第 4 条の 6 第 2 項」と、同条第 21 項第 3 号中「第 16 項又は第 20 項」とあるのは「第 20 項又は第 4 条の 6 第 3 項」と読み替えるものとする。

## (4) 防災表示を付する者の登録の基準（平成 12 年消防庁告示第 9 号）

### 第 1 趣旨

この告示は、消防法施行規則（以下「規則」という。）第 4 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する防災表示を付する者の登録の基準及び規則第 4 条の 5 第 2 項に規定する登録確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定めるものとする。

### 第 2 登録の欠格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 1 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の 3 第 3 項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 2 規則第 4 条の 4 第 6 項の規定により登録を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者
- 3 法人であって、その業務を行なう役員のうち第 1 号又は前号に該当する者があるもの。

### 第 3 製造業者

生地その他の材料を製造する者は、次の各号（防災性能を与えるための処理を要しない生地その他の材料を製造する者にあつては、第 1 号を除く。）に適合しなければならない。

- 1 防災性能を与えようとする生地その他の材料の鑑別に必要な器具、防災薬剤の調合に必要な器具並びに生地その他の材料を均質に浸漬し、脱水し、及び乾燥することができる設備（じゅうたん等を製造する場合にあつては、じゅうたん等に均一に防災性能を与えることができる設備）を有すること。
- 2 次に掲げる品質管理のための機器（じゅうたん等を製造する場合にあつては、（2）の洗たく機等又はドライクリーニング機等を除く。）を有すること。
  - (1) 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 4 条の 3 第 5 項の防災性能の測定に関する技術上の基準に適合する防災性能を測定するための機器
  - (2) 防災性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和 48 年消防庁告示第 11 号）に適合する生地その他の材料を製造する者にあつては、当該告示に規定する洗たく機等又はドライクリーニング機等
- 3 次に掲げる品質管理の方法を定めていること。
  - (1) 適正な品質管理を行うことができる組織
  - (2) 資材の受入検査基準、製品検査基準及びこれらの検査結果の記録方法
- 4 次のいずれかに該当する専門技術者を品質管理部門に置いていること。
  - (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において工業化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、防災対象物品又はその材料に防災性能を与えるための処理又は防災性能に関する研究に 6 ヶ月以上従事した者
  - (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校において工業化学に関する学科を修めて卒業した者で、防災対象物品又はその材料に防災性能を与えるための処理又は防災性能に関する研究に 1 年以上従事した者
  - (3) 消防庁長官が（1）又は（2）に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

#### 第4 防災処理業者

防災対象物品又はその材料（じゅうたん等及び合板を除く。）に防災性能を与えるための処理をする者は、次の各号に適合しなければならない。

- 1 防災性能を与えようとする防災対象物品又はその材料の鑑別に必要な器具、防災薬剤の調合に必要な器具及び次に掲げる設備又は器具を有すること。
  - (1) 生地その他の材料に防災性能を与えるための処理をする場合にあっては、生地その他の材料を均質に浸漬し、脱水し、及び乾燥することができる設備
  - (2) 防災対象物品に防災性能を与えるための処理をする場合にあっては、防災対象物品を均質に浸漬し、脱水し、及び乾燥することができる設備（浸漬のための設備にあっては、縦 50 センチメートル以上、横 100 センチメートル以上、高さ 50 センチメートル以上の水槽を有するものに限る。）
  - (3) 防災対象物品又はその材料（どん帳その他の浸漬することにより防災性能を与えることが困難なものに限る。）に防災薬剤を吹き付けることにより防災性能を与えるための処理をする場合にあっては、放射圧力 0.5 メガパスカル以上の噴霧器
- 2 品質管理のための機器、品質管理の方法及び専門技術者の設置については、第3の第2号から第4号までの規定を準用すること。

#### 第5 合板の製造業者又は防災処理業者

防災性能を有する合板を製造する者又は合板に防災性能を与えるための処理をする者は、次の各号に適合しなければならない。

- 1 防災性能を与えようとする合板の鑑別に必要な器具を有するほか、次のいずれかに該当すること。
  - (1) 防災薬剤の調合に必要な器具及び次のいずれかに該当する設備又は器具を有すること。
    - イ 幅 90 センチメートル以上の合板を均質に浸漬し、及び乾燥することができる設備
    - ロ 40 キロパスカル以下にすることができる減圧設備及び 0.7 メガパスカルの圧力を加えて防災薬剤を注入することができる加圧設備
    - ハ 接着剤に防災薬剤を均一に混入し、当該接着剤を合板に均一に塗布することができる設備及び合板の表面に防災薬剤を均一に塗布することができる設備又は器具
  - (2) 合板と表面材を貼り合わせることができる設備を有すること。
- 2 品質管理のための機器、品質管理の方法及び専門技術者の設置については、第3の第2号から第4号まで（第2号（2）を除く。）の規定を準用すること。

#### 第6 輸入販売業者

防災対象物品又はその材料を輸入し、その防災性能を確認して防災物品として販売する者は、次の各号に適合しなければならない。

- 1 品質管理のための機器については、第3の第2号の規定を準用すること。
- 2 品質管理の方法については、第3の第3号の規定を準用すること。

#### 第7 裁断・施工・縫製業者

防災性能を有する生地その他の材料からカーテンその他の防災対象物品を縫製する者、防災性能を有するじゅうたん等を施工する者及び防災性能を有する生地その他の材料を裁断し、切り売りする者は、防災物品の受入管理及び払出管理の方法を定めていなければならない。

## **第8 代替可能な添付書類**

規則第4条の5第2項に規程する登録確認機関に申込みしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類は、第3の第2号に規定する品質管理のための機器を有することを証する書類とする。

## (5) 防災性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和 48 年消防庁告示第 11 号）

### 第 1 趣 旨

この告示は、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）別表第 1 の 2 の 2 に規定する防災性能に係る耐洗たく性能の基準を定めるものとする。

### 第 2 定 義

防災性能に係る耐洗たく性能とは、第 3 に掲げる洗たくの方法により 5 回繰り返し洗たくを行った後において、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の 3 第 1 項の防災性能の基準以上の防災性能を保持することができる性能をいう。

### 第 3 洗たくの方法

洗たくの方法は、水洗い洗たく及びドライクリーニングによる方法とし、次に掲げるところによらなければならない。

1 洗たくを行う試料（以下「試料」という。）は、2 平方メートル以上の布から無作為に切り取った縦 45 センチメートル、横 35 センチメートルのもの 3 体（炎を接した場合に熔融する性状の布にあっては、5 体）とすること。

2 水洗い洗たくは、次の（1）に定める洗たく機等（水洗い洗たく機、脱水機及び乾燥機をいう。以下同じ。）を用い、次の（2）に定める洗たく方法により行うこと。ただし、これらによる方法と同等以上の洗たく性能を有する方法により行う場合は、この限りでない。

#### (1) 洗たく機等

イ 水洗い洗たく機は、別図第 1 に示す構造の洗たく槽を有するもので、当該洗たく槽内の液温を 60 度に保つことができ、かつ、当該洗たく槽の内筒は毎分 37 回転の速度で正転 15 秒間、休止 3 秒間、反転 15 秒間、休止 3 秒間の運転を繰り返し行うことができるものであること。

ロ 脱水機は、毎分 1,200 回転の速度で運転することができる遠心脱水機であること。

ハ 乾燥機は、60 度の温度を保つことができる構造のものであること。

#### (2) 洗たく方法

イ 温水（日本工業規格（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格をいう。以下同じ。）K0101（工業用水試験方法）に定める全硬度の測定方法により測定した場合に炭酸カルシウム換算濃度が 5 ミリグラム毎リットル以下のものに限る。以下同じ。）

1 リットル当たり日本工業規格 K3303（粉末洗濯石けん）に定める無添剤の粉末洗たく石けん 1 グラムの割合で混入した液（以下「洗たく液」という。）を、洗たく槽に 14 センチメートルの深さになるまで入れること。

ロ 洗たく槽に入れる試料は、800 グラム以下の量とすること。この場合において、当該試料の質量が 800 グラム未満のときは、800 グラムから当該試料の質量を差し引いた質量の防災性能を有しない布を併せて入れること。

ハ 洗たくは、洗たく液の温度を 60 度に保ち、15 分間行うこと。

ニ すすぎは、3 回繰り返し行うものとし、それぞれ 1 回のすすぎは、イに定める量と同量の温度 40 度の温水で 5 分間行うこと。

ホ 脱水は、2 分間行うこと。

ヘ 乾燥は、60 度の温度で行うこと。

- 3 ドライクリーニングは、次の（1）に定めるドライクリーニング機等（ドライクリーニング機、脱液機及び乾燥機をいう。以下同じ。）を用い、次の（2）に定める洗たく方法により行うこと。ただし、これらによる方法と同等以上の洗たく性能を有する方法により行う場合は、この限りでない。
- (1) ドライクリーニング機等
- イ ドライクリーニング機は、別図第2に示す構造の洗たく槽を有するもので、毎分 49 回転の速度で 運転を行うことができるものであること。
- ロ 脱液機及び乾燥機は、第2号（1）ロ及びハに定めるところによること。
- (2) 洗たく方法
- イ 日本工業規格K1521（パークロロエチレン）に定めるパークロロエチレン 100 ミリリットル当たり日本工業規格L0860（ドライクリーニングに対する染色堅ろう度試験方法）に定める非イオン界面活性剤 1 グラム、スルホン琥珀酸ジオクチルエステルで純分 60 パーセント以上、アルコール不 溶分 3.5 パーセント以下の陰イオン界面活性剤 1 グラム及び水 0.1 ミリリットルの割合で混入した液を洗たく槽に 3.78 リットル入れること。
- ロ 洗たく槽に入れる試料は、300 グラム以下の量とすること。この場合において、当該料の質量が 300 グラム未満のときは、300 グラムから当該試料の質量を差し引いた質量の防炎性能を有しない布を併せて入れること。
- ハ 洗たくは、15 分間行うこと。
- ニ 脱液及び乾燥は、第2号（2）ホ及びヘに定めるところによること。

## (6) 防災表示制度の運用について

平成 13 年 2 月 6 日付消防予第 42 号（各都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通知）

別添 1

### 防災表示者登録要綱

#### 第 1 趣旨

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 4 条の 4 第 1 項第 1 号の防災表示を付する者（以下（防災表示者）という。）の登録については、規則第 4 条の 4 第 2 項から第 7 項及び第 4 条の 5 第 2 項に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### 第 2 登録申請

##### 1 消防庁長官への申請

- (1) 規則第 4 条の 4 第 2 項の規定により防災表示者の登録の申請をしようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録申請書作成要領により申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を作成し、消防庁長官に申請をしなければならない。
- (2) 登録確認機関に防災性能の確認の申込み（規則第 4 条の 5 第 2 項の規定によるもの。以下同じ。）をする場合に、その旨を証する書類として添付する書類は、当該登録確認機関が発行したもので、次の事項が記載され、登録申請者及び登録確認機関の印が付された書類又はその写しであること。

- ア 登録申請者の名称、住所
- イ 登録確認機関の名称
- ウ 確認の申込みを受けた年月日
- エ 確認を行う防災対象物品又はその材料の種類
- オ 確認の対象となる業種

##### 2 消防庁長官による登録の審査

- (1) 消防庁長官は、1 (1) の申請を受理したときは、申請者が防災物品の製造、処理、裁断、施工、縫製又は輸入販売（以下「製造等」という。）を行う工場、事業場又は店舗（以下「事業場等」という。）の所在する全ての市町村について、その区域を管轄する消防本部の消防長（消防本部を置いていない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）に対し、通知をすることとする。
- (2) 消防長は、(1) の通知を受けたとき、申請内容の確認等を行い、消防庁長官あてに当該通知に係る登録についての意見を提出することができる。なお、意見書の記載内容については、別記様式第 1 を参考とする。また、意見書を提出するにあたって事業場等に調査を行うときには、当該調査の対象となる申請者が規則第 4 条の 5 第 2 項の規定に基づき登録確認機関に申込みをしている場合に登録確認機関の調査を同時期に受けること等があるので、申請者の負担軽減に配慮するものとする。
- (3) 消防庁長官は、登録の申請を受けたときは、登録申請者が「防災表示を付する者の登録の基準及び登録確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件（平成 12 年消防庁告示第 9 号。以下「登録基準」という。）」に適合するかどうかについて審査し、その結果に基づき、登録申請者を防災表示者として登録するかどうかを決定するものとする。

### 3 登録手続

- (1) 消防庁長官は、2 (3) の規定による登録の審査が終了したときは、登録申請者、2 (1) による通知を行った消防長及び登録申請者が登録確認機関に防災性能の確認の申込みをしている場合にあっては当該登録確認機関に対し、その結果を通知するものとする。
- (2) 消防庁長官は、2 (3) の決定により規則第4条の4第1項第1号に規定する消防庁長官の登録を受けた者（以下「登録表示者」という。）に対し、次に定める業種番号、地区番号、業者番号により登録者番号を付与するものとする。
  - ア 業種番号は、業種別により次のように区分する。（略）
  - イ 地区番号は、各都道府県ごとにそれぞれ次のように区分するものとする。（略）
  - ウ 登録者番号の表記方法は、次の例によるものとする。（略）  
業種番号 地区番号 業者番号

### 第3 変更届出

登録表示者は、規則第4条の4第5項の規定により、申請書等に記載した事項を変更しようとするときは、次に規定する方法で、消防庁長官に届け出るものとする。

- 1 変更届によらない場合 次の場合には、変更届出で処理することなく新たに登録申請を行うものとし、合わせて第4に示すように、廃業等届出を行うものとする。
  - (1) 個人として登録されている者の場合の名義変更若しくは法人への組織変更、法人として登録されている者の場合の組織変更（有限会社から株式会社への組織変更等をいう。）又はその他の同様の組織変更の場合
  - (2) 防災物品の製造等の業種を変更、追加又は削減する場合
- 2 変更届による場合 次の変更は、別記様式第2の変更届出書により届出を行うものとする。
  - (1) 申請書の記載事項の変更
    - ① 申請者の住所（住居表示等の変更によるものを除く。）
    - ② 代表者氏名
    - ③ 名称
    - ④ 裁断・施工・縫製業以外の場合には、表示を付そうとする防災物品の種類の変更、追加
    - ⑤ 工場、事業場又は店舗の変更、追加。下請、委託等に係るものを含む。
    - ⑥ 工場、事業場又は店舗の住所変更及び名称変更
  - (2) 申請書の添付書類の変更
    - ① 防災性能を付与するための設備及び器具の変更又は品質管理のための機器の変更については、同機種同等品との交換は含まないものとする。
    - ② 品質管理組織
      - ア 品質管理組織を有するものは、申請書等に記載されている部門、構成、人員、職務内容について変更を行う場合。ただし、人員増、職務内容の増加に伴う構成変更については必要ないものとする。
      - イ 品質管理部門を有しないものにあつては、申請書等に記載されている責任者の職名及び氏名について変更を行う場合。ただし、責任者の人員増については必要ないものとする。
    - ③ 防災物品の品質、防災性能に関係する資材の受入検査基準、防災物品である製品の検査基準、防災性能の確認の方法及びこれらの結果の記録方法についての変更。

④ 申請書等に記載されている専門技術者の変更。ただし、増員の場合は含まないものとする。

### 3 登録事項変更届の受理

- (1) 消防庁長官は、登録の変更の届出を受けたときは、変更事項が登録基準に適合するかどうかについて調査し、登録内容を変更する。
- (2) 消防庁長官は、(1)の調査を行うときに、変更の内容が重大な変更であると認めるときは、第2、2(1)に準じて通知を行うとともに、登録確認機関に防災性能の確認の申込みを行っている旨の届出が変更前又は変更の届出においてなされている場合にあっては当該登録確認機関に報告を求めることとする。
- (3) 消防庁長官は、(1)の規定により登録内容の変更を行ったときは、第2、3(1)に準じて通知するものとする。

## 第4 廃業等届出

登録された者が廃業等する場合、組織変更を行い、新たに申請を行う場合又は業種の変更等を行う場合には別記様式第3の防災表示を付する者の廃業等届出書により、廃業等した旨を届け出るものとする。

- 1 組織の変更等又は業種の変更等を行い、新たに登録を申請しようとする者は、登録申請書と合わせて廃業等届出を提出するものとするが、極力同時に行うようにされたい。
- 2 消防庁長官は、廃業等届出を受けた場合においては、登録の取消しを行い、第2、3(1)に準じて通知するものとする。

## 第5 登録の取消し

- 1 消防庁長官は、消防長、登録確認機関その他の者から、次に掲げる登録表示者についての情報を得たときは、当該情報について、事実関係の調査を行うものとする。
  - (1) 防災性能を有していない物品を防災物品として製造等している登録表示者
  - (2) 規則第4条の4第6項の各号のいずれかに該当している登録表示者
- 2 消防庁長官は、1の調査の結果、登録表示者が規則第4条の4第6項第1号又は第3号に該当していることが明らかとなった場合、当該登録表示者に対し適切な改善計画の提出を求めるものとする。
- 3 消防庁長官は、登録表示者が次のいずれかに該当する場合には、当該登録表示者の登録を取り消すものとする。
  - (1) 2の改善計画を提出しない場合
  - (2) 提出された改善計画による改善が困難であると認められる場合
  - (3) 改善計画が実施された後も規則第4条の4第6項第1号又は第3号に該当している場合
  - (4) 1の調査の結果規則第4条の4第6項第2号に該当することが明らかとなった場合
- 4 消防庁長官は、登録の取消しを行ったときは、その旨を官報に公示するとともに、第2、3(1)に準じて通知するものとする。

別記様式第1(略)

## (6) 消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示を指定する件

### ① 織りじゅうたん、タフテッドカーペット（平成 10 年 3 月 30 日 消防庁告示第 4 号）

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 4 条の 4 第 6 項の規定に基づき、同項の指定表示を次のとおり指定し、平成 10 年 10 月 1 日からその効力を生ずるものとする。

- 1 日本工業規格（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格をいう。以下同じ。）L4404 に適合する織りじゅうたんであって防災対象物品の材料に使用されるものに昭和 36 年通商産業省告示第 61 号に基づき附される難燃表示
- 2 日本工業規格 L4405 に適合するタフテッドカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに昭和 36 年通商産業省告示第 61 号に基づき附される難燃表示

### ② タイルカーペット（平成 13 年 3 月 7 日 消防庁告示第 3 号）

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 4 条の 4 第 6 項の規定に基づき、同項の指定表示を次の通り指定し、平成 13 年 8 月 1 日からその効力を生ずるものとする。

日本工業規格（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格をいう。）L4406 に適合するタイルカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに昭和 36 年通商産業省告示第 61 号に基づき附される難燃表示

## 2 質疑応答

### ○引用索引

- 【Ⅰ】 防災規則に関する疑義について 昭和 44 年 11 月 20 日付け消防予第 265 号・都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通知
- 【Ⅱ】 防災処理の規則範囲について 昭和 48 年 4 月 9 日付け消防予第 57 号・大阪府生活環境部長あて消防庁予防課長通知
- 【Ⅲ】 消防法、同法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴う質疑応答について〔抄〕 昭和 48 年 10 月 23 日付け防予第 140 号・消防安第 42 号・各都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長・消防庁安全救急課長通知
- 【Ⅳ】 消防法施行令等の疑義について 昭和 49 年 4 月 2 日付け消防安第 34 号・佐賀県総務部長あて消防庁安全救急課長通知
- 【Ⅴ】 消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について〔抄〕 昭和 54 年 6 月 22 日付け防予第 118 号・各都道府県消防主管部長あて消防庁予防救急課長通知
- 【Ⅵ】 予防行政事務処理上の疑義について〔抄〕 昭和 54 年 10 月 31 日付け予第 209 号・大分県生活福祉部長あて消防庁予防救急課長通知
- 【Ⅶ】 消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について〔抄〕 昭和 55 年 3 月 12 日付け予第 37 号・各都道府県消防主管部長あて消防庁予防救急課長通知
- 【Ⅷ】 消防用設備等に係る執務資料〔抄〕 平成 7 年 2 月 21 日付け予第 26 号・各都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通知

## 防災規制の対象となる防火対象物

(規則により定めるもの) 【1】

**問** 規則第4条の3第1項各号に掲げる防火対象物は、令第4条の3の防災防火対象物と解釈されるかどうか。

**答** 規則第4条の3第1項各号に掲げる工作物で工事中のものは、防災防火対象物ではないが法第8条の3の政令で定める防火対象物に該当する。

(学校の講堂) 【1】

**問** 令第4条の3で防災防火対象物を指定しているが、令別表第1(7)項の学校の講堂等に設けられる暗幕、どん帳等はどのように取り扱えばよいか。

**答** 防災性能を有しないものでさしつかえないが、できるだけ防災性能を有するものを設置するよう指導されたい。

(建物の規模とその部分) 【1】

**問** 防災物品を使用しなければならない対象物については、当該建物の適用基準が定まっていないが、どのような小さな規模のものでも対象とするのか。会館等の建物で、その部分に宿泊施設のあるものは、旅館部分というように解して適用してよいか。工場等にある診療室等は、(6)項イとして防災物品を使用させねばならないか。

**答** 前段 お見込みのとおり。

中、後段当該部分の独立性が強いものでない限り、(5)項イ又は(6)項イに該当しない。

<注記>

中、後段質疑の後に回答文中に掲げる独立性の判断基準については、上記された「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号)通達中にその基準が示されている。

1 消防法施行令(以下「令」という)。第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権限、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。

(1) 令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(以下「令別表対象物」という。)の区分に応じ、別表(イ)欄に掲げる当該防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。)に機能的従属していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分(これらに類するものを含む。)で、次の(ア)から(ウ)までに該当するもの。

(ア) 当該従属的な部分についての管理権限を有する者が主たる用途に供される部分の管理権限を有する者と同ーであること。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。

(2) 主たる用途に供される部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、

当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分。

#### （地下街）【Ⅰ】

**問** 法第8条の3に規定する地下街には地下街の形態をなしている地階を含むか。

**答** お見込みのとおり。

<注記>

「消防法施行令の一部を改正する政令」

（昭和56年1月23日政令第6号）により準地下街が追加されている。

#### （貯蔵槽）【Ⅰ】

**問** 規則第4条の3に規定する貯蔵槽とはどんなものか例示願いたい。

**答** サイロ、危険物の貯蔵タンク、ガスの貯蔵タンク等がある。

#### （高層住宅）【Ⅲ】

**問** 法第8条の3に規定する高層建築物の中に、令第32条に該当する高さ31メートルをこえる共同住宅も含まれるか。

**答** お見込みのとおり。

#### （建物規模と店舗併用住宅）【Ⅲ】

**問** 令第4条の3の防災防火対象物は、当該対象物の規模の大小を問わず防災防火対象物に指定されるか。また、店舗併用住宅で、店舗部分と住宅部分との区分が明確でない小売店等の取扱いはどうなるか。

**答** 前段 お見込みのとおり。

後段 設問の防火対象物は当該住宅部分を含めて令別表第一（4）項に掲げる防火対象物として取扱われたい。

#### （店舗と住居）【Ⅳ】

**問** 防災規制について 店舗部分と住宅部分との区分が明確でない小売店等についての取扱いは、防災防火対象物とするとの回答になっているが、「明確な区分」とはいかなる形態か。

例えば、一般的な店舗併用住宅で住宅の一部を小売店舗（たばこ屋等）としている場合も、防災防火対象物に含まれるのか。

**答** 前段 店舗併用住宅で、経営者の住宅部分を店員等が金銭の出し入れ、販売する物品の保管等には使用しないこと等店舗の用途に供せず、明らかに住宅部分と店舗の用途に供する部分とが用途上、構造上区分されていることをいう。

後段 含まれる。（下記注記により、店舗併用住宅が、一般住宅に該当する場合は、防災防火対象物に含まれないので注意すること。）

なお、設問の防火対象物のうち防災物品を使用しなければならない部分は住宅部分との明確な区分がある場合については、店舗の用途に供される部分に限られているので念のため。

<注記>

店舗併用住宅の項の判定については、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日消防予第41号消防安第41号)通達中2にその基準が示されている。

- 1 消防法施行令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権限、利用形態、その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とは、次の(1)、又は(2)に該当するものとする。
  - (1) 令別表第1に掲げる防火対象物の区分に応じ当該防火対象物の主たる用途に供される部分に機能的従属していると認められる部分で次のアからウまでに該当するもの
    - ア 当該従属的な部分についての管理権限を有する者が主たる用途に供される部分の管理権限を有する者と同ーであること。
    - イ 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。
    - ウ 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。同一であるか又は密接な関係を有すること。
  - (2) 主たる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分
- 2 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、前記1によるほか、次により取り扱うものであること。
  - (1) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートル以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。
  - (2) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合又は令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートルを超える場合は、当該防火対象物は令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。
  - (3) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

## 登録表示者及びラベル表示

### (消防機関による立入調査)【Ⅲ】

**問** 登録防災表示者に対して、防災性能あるいは防災表示等について消防機関は法に基づく調査はできないと解しているが、いかにすべきか。

**答** 登録防災表示者に対し法に基づく立入調査権はないので、関係者の承諾を得て実施されたい。

### (関係者による5項表示)【Ⅲ】

**問** 規則第4条の4第7項の防災表示の様式について規定はないか。

**答** 特に規定はないが、見やすい箇所に見やすい文字で1か所にまとめて明示するよう指導されたい。

<注記> 「5項表示」

法第8条の3第5項において規定されている防火対象物の関係者自らが、防災対象物品を防災処理又は作製を行わせるときに行う表示のこと。以下同じ。

**（法人と従業員）【Ⅲ】**

**問** 防災表示者として登録を受けたものが法人である場合、その従業者が法第8条の3第2項の表示を付することは同法第3項違反とならないか。

**答** 違反とはならない。

**（5項表示の重複）【Ⅲ】**

**問** 防災表示者として登録を受けたものが、防災処理等をした場合は、法第8条の3第2項表示と第5項表示が重複表示とならないか。

**答** 設問の場合は法第8条の3第2項に基づく表示で足りる。

**問** 法第8条の3第3項の「何人」には、同条第5項の「防火対象物の関係者」も含まれるか。また、含むとすれば第5項の「防災処理品」の表示は紛らわしい表示に該当しないか。

**答** 法第8条の3第3項の規定は、同条第2項又は第3項に基づく防災性能を有する旨の表示と紛らわしい表示を付することを禁止することにより、防災対象物品を使用する者が誤りなく防災物品を入手できるよう定めたものであり、防災対象物品を使用する防火対象物の関係者であっても紛らわしい表示を付してはならないことになる。しかしながら、防災物品を使用しなければならない防火対象物の関係者が防災処理をさせ、又は防災表示が付された材料から防災対象物品を作製させたときは、防災性能を有していることが明らかであることから、法第8条の3第5項の規定ではその旨を明らかにされる表示をすれば足りることとされる。したがって、同項の表示は同条第2項に定める表示と紛らわしい表示には該当しない。

**（5項表示）【Ⅲ】**

**問** 防災物品である原反から生地を一部購入して防災防火対象物の関係者が、自らカーテン等を縫製した場合、防災性能を有すると認めてよいか。

**答** 認めてよい。なお、関係者自らが縫製したものについて防災表示をしなくてもさしつかえないが、規則第4条の4第7項に準じて防災物品である旨を明らかにしておくよう指導されたい。

**（5項表示）【Ⅲ】**

**問** 規則第4条の4第7項第1号に規定する「防災処理品」の表示についてお伺いしたい。

- (1) 上記の表示は、防災対象物の関係者自ら付してよいか。
- (2) この場合の処理方法の規制はないか。
- (3) 「防災処理品」の表示を付する者は、消防庁長官の登録の必要はないと解してよいか。

**答** (1) 及び (3) については、お見込みのとおり。

(2) については、防災表示を付する者の登録の基準（平成12年12月11日付け消防庁告示第9号）第4、1(2)及び(3)を参照されたい。

**(インテリア業者) 【Ⅲ】**

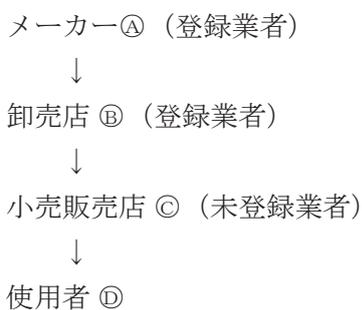
**問** 防災表示を付する者の登録でインテリア業者も含まれるか。その場合、防災ラベルは、常に保有することができるか。

**答** 前段 お見込みのとおり。

後段 財団法人日本防災協会よりその都度防災ラベルの交付を受けるよう指導されたい。

**(登録業者と関係者の表示) 【Ⅵ】**

**問** 防災物品の表示ラベルの取扱いについて5項表示をする場合、登録業者でないものが防災ラベルを取扱うことがあるが、次の場合のラベル貼付等は適切か。



- (1) ④は ⑥に防災カーテンを発注し縫製してもらったところ、⑥は登録業者でないため仕入先である ⑤よりラベルの交付をうけ貼付して ⑦に納入した。
- (2) ④は、加工済原反を ⑤より購入し、⑥に縫製を依頼し ⑦が自ら表示をした。
- (3) ④は ⑥に防災カーテンを縫製するよう発注し ⑥は縫製したが、登録業者でないためラベルの貼付ができず、仕入先である ⑤にラベルの交付を依頼したが断られたため、④に対し材料ラベル下げ札を送ってラベルの交付をうけ貼付し納入した。

**答** 登録業者でなければ、防災ラベルを貼付することはできない。したがって、(1) 及び (3) はいずれも認められない。また、(2) の場合は法令上認められるが、登録業者に縫製させるよう指導されたい。

## カーテン類

**(布製つい立) 【Ⅰ】**

**問** 令第4条の3に規定する防災物品について、病院等の更衣室とか診察室で使用している布製のつい立は対象となるか。

**答** お見込みのとおり。

**(間仕切りカーテン) 【Ⅰ】**

**問** 政令で定めるカーテンは、窓に設けられているものに限るのか。間仕切等で使用されるものは規制の対象となるか。

**答** すべて規制の対象となる。

**(高層マンションにおける防災物品) 【Ⅰ】**

**問** 高さ31mをこえる共同住宅は防災防火対象物として、各室において使用するカーテンはすべて防災性能を有するものでなければならないと解してよいか。

**答** お見込みのとおり。

**(壁にそって使用するカーテン) 【Ⅲ】**

**問** 令第4条の3第3項に規定される防災対象物品のうちカーテンは遮光用、間仕切用とその用途は異なるが、キャバレー又はクラブ等の室内装飾のため壁にそって下げているものは(内装的に使用)、防災対象物品に該当するか、また、壁に張りつけたものはどうか。

**答** 壁にそって下げているカーテンは該当するが、壁に張りつけた壁の張りつけ、壁の仕上げ材料になるものは該当しない。

**(アコーデオンドア・カーテン) 【Ⅲ】**

**問** 中仕切りに用いられるアコーデオンドアは防災対象物品に該当すると解してよいか。

**答** 布製のアコーデオンドアは、カーテンの一種としてみなし防災対象物品に該当する。

**(内装仕上げ及びふすま) 【Ⅲ】**

**問** 防災加工を必要とする部分に次のものが含まれるか。

- (1) 内装仕上げを布で貼付してあるもの。
- (2) 間仕切(ふすま状のもの)を布で貼付してあるもの。

**答** いずれも含まれない。

**(のれん) 【Ⅷ】**

**問** 消防法施行令第4条の3第1項に定める防災防火対象物において使用される「のれん」は、防災規制の対象となるか。

**答** お見込みのとおり。

ただし、火災予防上支障のないものにあつては、この限りでない。

**(エレベーター内の敷物等) 【Ⅷ】**

**問** 高層建築物、地下街、防災防火対象物等に設置されている昇降機(エレベーター)の床面及び壁面に内面保護等の目的で敷物等を使用する場合、防災性能を有するものを使用しなければならないか。

**答** お見込みのとおり。

ただし、敷物の大きさが概ね2㎡のもの、又は合成樹脂整かシートで床に接着されたものについてはこの限りでない。

## 工事用シート

**(網状の工事用シート) 【Ⅶ】**

**問** 網状のものも令第4条の3の工事用シートとして取り扱うことができるか。

**答** 網目寸法が12mm以下のものは工事用シートとして網目寸法が12mmを超えるものは工事用シートに該当しない。

## じゅうたん等

### (接着カーペット) 【V】

**問** 接着カーペットとはどのようなものをいうのか。

**答** フロック・カーペット及びコード・カーペットをいい、工事施工段階で接着されるものは該当しない。この場合、「フロック・カーペット」は短繊維を静電法により基布上に直立接着させたピロードふうの短いパイルのパイル織物をいい、「コード・カーペット」は、パイル系（繊維の場合もある。）を特殊な機械を用いてうね（コード）状に成形して基布の上に接着した敷物をいう。

### (ござ) 【V】

**問** ござの材料としてどのようなものを使用されているものが含まれるのか。

**答** いぐさをはじめ、ポリプロピレン、竹等が使用されるものが含まれる。

### (装飾用じゅうたん) 【V】

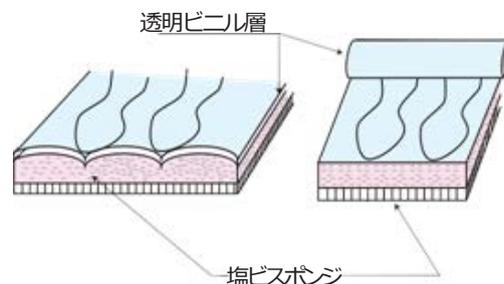
**問** 壁に掛けた装飾用じゅうたんの取り扱いはどうなるか。

**答** 一般的にじゅうたんと呼称するものであっても床に敷いて使用していない場合は、じゅうたん等としての規制の対象外である。なお、壁に掛けたいわゆる装飾用じゅうたんは、カーテンとしての規制の対象となるが、美術工芸品的なもの、手工芸品的なものは、規制の対象外として取り扱われたい。

### (クッションフロア) 【V】

**問** クッションフロアの取り扱いはどうなるか。

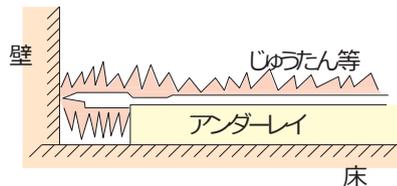
**答** クッションフロアは、合成樹脂製床シートに該当するので令第4条の3第3項のじゅうたん等に該当する。ただし、床に接着されたものは床そのものとみなされ防災規則の対象外となる。



(下敷き材＝アンダーレイ) 【V】

問 アンダーレイ（下敷き材）の取り扱いはどうなるか。

答 じゅうたん等として防災規制の対象となるのは、居室等の床面の表面を覆うものであり、じゅうたん等の弾力性をよくしたり、断熱効果を高める等のためにじゅうたん等の下に敷くアンダーレイ（下敷き材）は、通常の使用状態では防災規制の対象とはならないものと解する。



(じゅうたんのサイズ) 【V】

問 大きさが1.4メートル×2メートルのじゅうたん等の取扱いはどうなるか。

答 概ね2平方メートル以下のものは防災規制の対象外であるので、1.4メートル×2メートルの大きさのじゅうたん等は防災規制の対象となる。

(じゅうたん等の後加工) 【V】

問 じゅうたん等の後処理による防災加工は可能か。

答 じゅうたん等を防災薬剤に浸漬することにより防災性能を付与することは、商品価値を著しく損なうおそれがあるため行われていない。また、スプレーにより防災薬剤を吹きつける方法は、じゅうたん等の表面に薬剤が付着しているにすぎないので、掃除機を使用して清掃すれば防災効果は減少することになる。従ってじゅうたん等の後処理による防災性能を付与することは、現段階では考えられない。

(じゅうたん等の洗濯) 【V】

問 防災性能を有するじゅうたん等は耐洗たく性能を有するか。

答 じゅうたん等については、現在のところ製造工程において防災性能が付与されており、後処理（完成品に後処理すること。）により防災性能を与えるものはないため、当該じゅうたん等を洗たくすることにより防災性能が低下するものはない。

(だん通の見分け方) 【V】

問 だん通はどのように見分けるのか。

答 商取引で「だん通」と呼ばれているものには、本来の手織りのだん通とフックドラッグ（フックだん通、フックカーペット、ハンドタフテッドカーペット、手刺（フック）だん通等と種々の呼び方がされている。）がある。表面からは、手織りのだん通とそれに似せて作ったフックドラッグを区別することは困難であるが、裏面から次のような見分け方ができる。

- ① 手織りのだん通－裏張り布がなく、表のパイル糸の一部が裏まで通っているので表の図柄が裏面にもうすく現れている。
- ② フックドラッグ－製造方法はタフテッドカーペットと似ており（タフテッドカーペットは基布にパイル糸を機械を用い多数の針で刺しゅうするが、フックドラッグは、基布にパイル糸を手持

ちミシンの一本針で刺しゅうする。) 刺し込んだパイル糸が抜けるのを防ぐため、のり付けしている。

このままでは体裁が悪いので厚手の白色綿織物を張り付けている。つまり、裏張り布の有無が手織りだん通とフックドラッグの見分け方である。

#### (じゅうたん等の表示) 【V】

**問** ウォール・ツー・ウォールの防災ラベルの表示方法はどうするのか。

**答** ウォール・ツー・ウォールで施工されたじゅうたん等は、のり付けされた場合ものり付けされない場合も、施工用ラベルを表面に打ち付けて表示する。

#### (階段のじゅうたん等の表示) 【V】

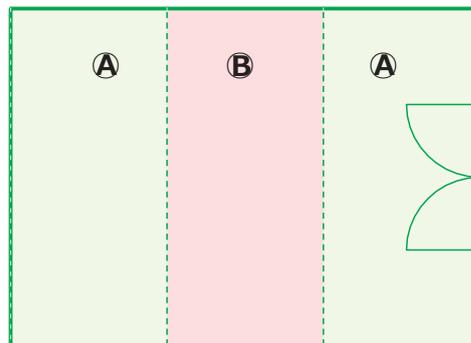
**問** 階段に敷かれたじゅうたん等の防災ラベルの表示はどのように行うか。

**答** 各階の踊場が適当である。

#### (2種類のじゅうたん等の表示) 【V】

**問** 2種類のじゅうたんを敷きつめた場合の防災ラベルの表示はどのように行うか。

**答** 左右の㊸及び㊹は各々1個ずつ施工用ラベルにより表示する。



#### (カッティングセンターでの表示) 【V】

**問** カッティングセンター(じゅうたん等を敷き込み施工する場合にあらかじめ裁断、加工しておく所)で裁断、加工されたじゅうたん等に対する運搬時の防災ラベルの表示はどのように行うか。

**答** 同一試験番号のものであればトラックの荷台等を一つの梱包単位とみなしてトラック1台につき1枚防災ラベル(下げ札)を付けることとし、試験番号が2以上の場合には、同一試験番号のものをそれぞれ紐等でひとくくりしたものごとに1枚防災ラベル(下げ札)を付ければよいものとする。

#### (大部屋のじゅうたん等の表示) 【V】

**問** 大きな室に敷かれたじゅうたん等の防災ラベルの表示はどのように行うか。

**答** ホテルの宴会場などのような大きな室も試験番号が同一のじゅうたん等を使用するときには、主要な出入口に1個の施工用ラベル表示で足りる。

#### (じゅうたん等の表示方法) 【V】

**問** じゅうたん等の防災表示を幅木又は壁にすることは認められるか。

**答** 幅木又は壁面に表示することは認められない。必ずじゅうたん等の表面又は裏面に表示を行う必要がある。

**(輸入品の表示) 【V】**

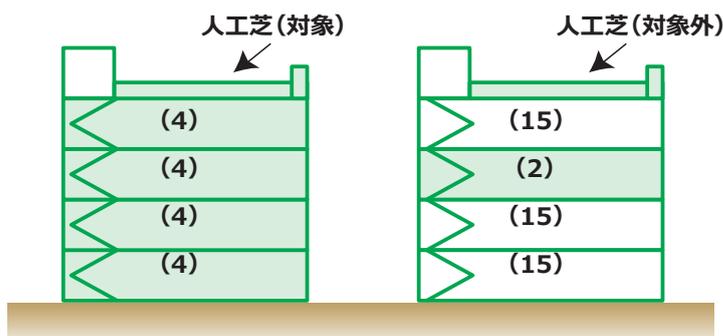
**問** 海外から1点のみ輸入したじゅうたん等の防災表示はどのように行うか。

**答** 輸入したものが毛製だん通であれば令第4条の3第3項のじゅうたん等に該当しない。なお、当該じゅうたん等は一般的に美術工芸品又は手工芸品的なものであると考えられるので、じゅうたん等として規制する必要がないものと考えられる。

**(人工芝) 【V】**

**問** 屋上に敷いた人工芝等は防災規制の対象になるか。

**答** 防災防火対象物の屋上に敷いてある人工芝等も防災規制の対象となる。(当該屋上が実質的に防災防火対象物の関係者の占有状態にある場合を含む。)



**(野球場の人工芝) 【V】**

**問** 野球場に敷かれた人工芝の取り扱いはどのように行うか。

**答** 屋根のないグラウンドに敷かれた人工芝は防災規制の対象外である。

**(防災規制の対象について) 【V】**

**問** 防災規則は階段部分に敷かれたじゅうたん等のみ受けるのか。

**答** 防災防火対象物において使用されるじゅうたん等は、当該防火対象物の階段はいうまでもなく、居室、廊下などで使用されるものも防災規制の対象となる。

(共有部分のじゅうたん) 【V】

問 複合用途防火対象物の共用部分の規制はどのように考えるか。

答 防災防火対象物の存する階から、避難階までの共用部分のじゅうたん等は防災規制の対象となる。



<注記>

「消防法施行令の一部を改正する政令の公布について」(昭和53年12月4日消防予第225号消防庁次長通達)第1(1)後半を参照されたい。

第1 防災に関する事項

(1) 最近の防災防火対象物等におけるじゅうたん等の使用状況にかんがみ、第一着火物となり燃焼の拡大の要因となるじゅうたん等が新たに防災対象物品として追加されたこと。

このじゅうたん等とは、じゅうたん、毛せんその他の床敷物で自治省令で定めるものであり、具体的には次に示すようなものを予定していること。

ア じゅうたん

イ 毛せん

ウ ござ

エ 人工芝

オ 合成樹脂製床シート(床にのり付けされ床そのものとなるものを除く。)

なお、畳、プラスチックタイル等のように床そのものであるもの、及び上記に掲げられる床敷物の類であってもおおむね2平方メートル以下の面積のものは、この改正政令にいうじゅうたん等には該当しないものであること。

(屋外家屋展示場におけるじゅうたん等の取扱い) 【VII】

問 次のような場所に敷かれるじゅうたん等は、防災規制の対象となるか。

(1) 屋外家屋展示場の広場

(2) 屋内家屋展示場の広場

(3) 屋外家屋展示場及び屋内家屋展示場に展示している家屋内

答 設問の場合、(2)は法第8条の3の対象となるが、その他は対象外である。

(体育館等で使用するフロアシート) 【VII】

問 体育館で、演芸等を催す場合に床を保護する等の目的で、開催期間に限って敷くシート(フロアシート等とよばれている。)は、防災規制の対象となるか。

答 体育館でも、演芸等の催しに利用するものは、令別表第1(1)項に掲げる防火対象物に該当するので、当該対象物の床に敷くシートは、法第8条の3の防災対象物品として規制される。

(※学校等の従属的な部分として使用される体育館で、令別表第1(7)項に掲げる防火対象物に該当する場合には、防災防火対象物に該当せず、防災規制の対象外となるので注意すること。  
なお、当該体育館で学生等の集会場として利用する場合にあっても、防災物品を使用することが望ましいものである。)

#### (ゴム製のマットを継ぎ合わせたもの等) 【Ⅶ】

**問** ゴム製又は合成樹脂製の一辺が30cm程度の正方形のものや、種々の形や大きさを有するマット状のものがある。これらのものは継ぎ合わせて自由な形、大きさにすることができるものであるが、継ぎ合わせた状態の大きさが2m<sup>2</sup>以上の大きさとなる場合は、じゅうたん等に該当するか。

また、じゅうたん等に該当する場合の防災ラベルの取扱い如何。

**答** 前段 お見込みのとおり。

後段 継ぎ合わせることにより、2m<sup>2</sup>以上の大きさとなるもので、防災防火対象物に設置される場合には、1枚以上のプラスチック製で施工用ラベルを表面に打ち付けて表示されたい。

また、30cm四方のものに個々に防災ラベルを付す必要はなく、同一試験番号の30cm四方のものが梱包される箱等に1枚以上の下げ札の防災ラベルを付することで足りる。

#### (絹製だん通) 【Ⅶ】

**問** 規則第4条の3第2項第7号により、床敷物のうち毛皮製床敷物、毛製だん通及びこれらに類するものは、じゅうたん等から除外されているが、絹製だん通はこれらに類するものに該当すると考えてよいか。

**答** お見込みのとおり。

## 合 板

#### (展示用合板の例示) 【Ⅰ】

**問** 法第8条の3に規定する展示用合板如何。

**答** 展示会場等において用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるものをいう。

#### (化粧合板及び有効年限等) 【Ⅱ】

**問** 1 防災処理された展示用の合板及び舞台において使用する大道具の合板(以下「合板」という。)の表面に化粧紙又は布を貼付(のりづけ)した場合、次のいずれに取り扱われるか。

- (1) 当該合板は防災性能を有したものとみなされる。
  - (2) 当該合板は防災性能を有したものとみなされない。
  - (3) 貼付された化粧紙又は布が防災性能を有しているもののみ、当該合板は防災性能を有したものとみなされる。
- 2 上記1の合板に化粧紙又は布を付着せずに(例えばピン止め等)貼付した場合は前記1-(1)~(3)のいずれかとなる。
- 3 前記1-(3)の化粧紙又は布の防災性能について建築基準法に定める難燃材料以上の性能を有する化粧紙又は布は防災性能を有したものとみなされるか。

4 合板の防災性能の有効期限は次のいずれに該当するか。

- (1) 半永久的である。
- (2) 5年以内である。
- (3) 3年以内である。
- (4) 1年以内である。

**答** 1 設問の合板が防災性能を有するものである場合には (1) により取扱われたい。

2 1により取扱われたい。

3 昭和47年3月29日付け消防予第74号「消防法施行令の一部を改正する政令の施行について」第1、3、(4)によられたい。

4 合板の防災性能の有効期限については処理方法、使用場所、使用方法等により異なり画一的に定めることはできない。

<注記>

「消防法施行令の一部を改正する政令の施行について」第1、3、(4)とは次のとおりである。

第1 防災に関する事項

3 防災性能基準の整備 (令第4条の3第4項)

(4) 建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料並びに建築基準法施行令第1条第5号及び第6号にそれぞれ規定する準不燃材料及び難燃材料は 防災性能を有するものとして取り扱ってさしつかえないものであること。

#### (不燃材料) 【Ⅲ】

**問** 展示用合板で不燃材料、準不燃材料又は難燃材料は防災性能を有しているものとして取り扱ってさしつかえないとあるが、防災表示も必要ないか。

**答** 不燃材料等の表示を存するものについては、防災表示をする必要はない。

#### (長期使用の陳列用合板) 【Ⅲ】

**問** 展示用合板を店舗に陳列の目的で半永久的に使用されるものは、展示用として防災対象物品とみなしてよいか。

**答** 商品の陳列棚としてではなく、天井等からぶら下げた状態、又はパネル等として使用される場合は、お見込みのとおり。

#### (間仕切りと展示用の併用) 【Ⅲ】

**問** 間仕切りとして使用しているベニア張り壁を展示用としても使用している場合、防災加工合板が必要か。

**答** 「消防法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和47年3月29日付け消防予第74号)第1、2、(3)前段によられたい。

<注記>

「消防法施行令の一部を改正する政令の施行について」第1、2、(3)前段とは次のとおりである。

2 防災物品の拡大 (令第4条の3第3項)

(2) 展示用の合板とは、展示用パネル、掲示板、バックボード、仕切用パネル等に使用される合板をいうもの

であること。

ただし、壁面の一部にわく組等をつけて展示の用に供している掲示板のように壁の一部となっているもの及び黒板に使用される合板はこれに該当しないものであること。

#### （展示場等で使用する特殊合板）【Ⅷ】

**問** 市販されている合板には、普通合板の他に表面にオーバーレイ、プリント、塗装等を施した化粧合板のような日本農林規格（JAS）に規定されている特殊合板等があるが、これらの特殊合板を展示場、舞台等で使用する場合、消防法施行令第4条の3に規定する展示用の合板及び舞台において使用する大道具用の合板に該当するか。

**答** お見込みのとおり。

## 二次加工

#### （再加工と防災機能の確認）【Ⅰ】

**問** クリーニングをすることによって防災性能が低下した場合、現地で防災処理をすることが考えられるが、基準適合の確認はどのようにすればよいか。

**答** クリーニングを行う段階での防災性能の良否については、消防機関がチェックすることは困難であるから、防災加工資料を保存させておき、その防災性能を試験することにより判断することがよい。なお、日本防災協会の物品ラベルの貼付はその確認の際に利用できる。

<注記>

「物品ラベル」は「防災ラベル等取扱い並びに品質管理に関する規程」（制定平成13年1月1日）別表第1（その1）に定める（ホ）の物品ラベルを指す。

#### （登録業者以外の防災処理）【Ⅲ】

**問** 防災表示者としての登録を受けていない者が、防災性能を有していない物品を防災処理した場合、その防災性能については、信頼しかねるので、消防関係者はどのような対策をとるべきか。

**答** 他の材料に同じ方法で防災処理をさせ、防災性能の有無をチェックすることにより、業者の能力を判定することができるが、できるだけ登録を受けた者に処理させるよう指導されたい。

#### （吹き付け加工業者が浸漬処理する場合）【Ⅲ】

**問** 昭和48年以前の防災表示を付する者の登録基準により、噴霧器のみを有している防災処理業者は、昭和48年の改正により浸漬装置等が必要となるのか。

**答** 噴霧器のみを有している者は、どん帳その他浸漬することにより、防災性能を与えることが困難なものに限り防災処理し表示することができることとされている。しかしながら、消防機関が立会う場合に限り噴霧器による吹き付け処理ができることとされているが、消防機関が立会わずにカーテン等について防災処理を行なう者にとっては、防災表示を付する者の登録の基準（平成12年12月11日消防庁告示第9号）第4に定める浸漬装置等の器具又は設備が必要である。

**（噴霧器の能力）【Ⅲ】**

**問** 能力表示のない噴霧器の放射圧力の測定方法はどのようなものか。

**答** 製造者又は公的な試験機関による能力証明書によらねたい。

**（二次加工と耐洗たく性）【Ⅲ】**

**問** 二次加工品についても耐洗たく性の基準に適合した場合には耐洗たく性がある旨の表示を付することができるか。

**答** お見込みのとおり。

**（浸漬加工が困難な例）【Ⅲ】**

**問** どん帳その他浸漬加工することが困難なものとは具体的にどのようなものか。

**答** どん帳、おおむね 20 平方メートル以上の幕類等をいう。

**（関係者による防災性能の確認）【Ⅲ】**

**問** 防火対象物の関係者が防災加工し、表示してあるものについての防災性能の確認方法としてどのようなものがあるか。

**答** 処理方法について質問し、適切かどうかを判断するとともに、実情に応じて他の材料を防災処理させることにより防災性能の能力を有するかどうかについて確認されたい。なお、当該防災加工を行う施設は、防災表示を付する者の登録の基準（平成 12 年 12 月 11 日消防庁告示第 9 号）第 4 に示す基準に適合させるよう指導されたい。